第２次
津市男女共同参画基本計画

平成25年３月
津　　市

男女共同参画社会の実現

～男女が支えあい、
いきいきと暮らせるまちをめざして～

津市は、男女共同参画社会の実現に向け、平成１９年３月に「津市男女共同参画都市」を宣言し、同月「津市男女共同参画推進条例」を施行しました。

この条例に基づき、平成２０年度から平成２４年度までを計画期間とする「津市男女共同参画基本計画」を策定し、本計画に基づく取組を着実に実施するとともに、各取組の進捗状況を毎年度確認し評価していく中で、男女共同参画の推進を図ってまいりました。

近年、人口減少と核家族化・高齢化の進行、就労状況も変わるなど社会情勢の変化が生じており、平成２３年３月に発生した東日本大震災は、防災などにおける男女共同参画の必要性を認識させられるものでありました。また、平成２４年２月に津市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査結果をみると、男女共同参画社会の実現には、まだ多くの課題があることがわかります。

このような現状を踏まえ、今後５年間の津市の取組として、第２次津市男女共同参画基本計画を策定しました。本計画においては、新たに防災における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての施策も加えた７つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現をめざします。

今後、この計画に基づき、あらゆる場面において男女共同参画を推進していくことが必要であり、行政だけでなく、市民・事業所の皆様とも連携していくことが大切だと考えていますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、答申をいただきました津市男女共同参画審議会委員の皆様、また、意識調査やパブリックコメントに際して貴重な御意見、御提言をいただきました市民・事業所の皆様に心から厚く御礼申し上げます。

平成２５年３月

津市長　前　葉　泰　幸

目 次

第１章　計画の策定にあたって …… 1

１　計画策定の趣旨 …… 1

２　計画の位置づけ …… 2

３　計画の期間 …… 2

第２章　計画策定の背景 …… 3

１　世界の動き …… 3

２　日本の動き …… 4

３　三重県の動き …… 5

４　津市の取組状況 …… 6

５　男女共同参画を取り巻く津市の現状と課題 …… 7

第３章　計画の考え方 …… 17

１　計画の基本理念 …… 17

２　計画の基本目標 …… 18

３　計画の体系図 …… 20

第４章　施策の推進 …… 21
基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の啓発 …… 21
基本目標Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画 …… 27
基本目標Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進 …… 32
基本目標Ⅳ　あらゆる場面における男女共同参画の推進 …… 37
基本目標Ⅴ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 …… 44
基本目標Ⅵ　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止 …… 51
基本目標Ⅶ　男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援 …… 56

第５章　計画の進め方 …… 60
１　男女共同参画を推進する体制 …… 60
２　計画の進行管理 …… 63

参考資料 …… 64
１　津市男女共同参画審議会委員名簿 …… 64
２　第２次津市男女共同参画基本計画策定経過 …… 65
３　津市男女共同参画都市宣言 …… 66
４　津市男女共同参画推進条例 …… 67
５　男女共同参画社会基本法 …… 71
６　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 …… 76
７　男女共同参画に関する国内外のあゆみ …… 86
８　用語解説 …… 89

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

津市では、平成 19 年（2007 年）3月に男女共同参画都市を宣言し、同月 30 日津市男女共同参画推進条例を施行しました。その後平成 20 年（2008 年）に、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく方向を示す、「津市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画意識の啓発や関連する各種事業を実施してきました。

国では、「男女共同参画社会基本法」が施行され 10 年以上経過しましたが、男女共同参画社会※1が必ずしも十分に進んでいない現状があることに加え、人口減少社会の到来、経済の低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困や格差の拡大、国際化の進展など変化し続ける社会情勢を受け、さらに充実した取組につなげていくため、平成 22 年（2010 年）に「第３次男女共同参画基本計画」が策定されました。

三重県においても、このような社会経済情勢の変化や国の動向、未だ男女の性別による差別や固定的な性別役割分担意識※2、それらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女の格差もみられることなどをふまえ、平成 23 年（2011 年）に「第２次三重県男女共同参画基本計画」が策定されています。

本市における状況をみても、人口減少と核家族化・高齢化の進行、就労状況の変化がみられる一方、市民の意識に依然として男女の不平等感、固定的な性別役割分担意識の存在がみられることや政策・方針決定過程への女性の参画に関する課題などが残る現状があります。

※1　男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

※2　固定的な性別役割分担意識

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めること。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされている。

本計画は、「津市男女共同参画基本計画」が平成 24 年度（2012 年度）に終了することから、社会経済情勢の変化や市民意識の現状に対応し、男女共同参画の推進を一層図るために策定するものです。

2　計画の位置づけ

本計画は、津市男女共同参画推進条例第８条に定める基本計画及び男女共同参画社会基本法第１４条第３項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。

また、本計画は本市の最上位計画である「津市総合計画」との整合性を図るとともに、他の関連諸計画と連携しながら推進するものです。

3　計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までとします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

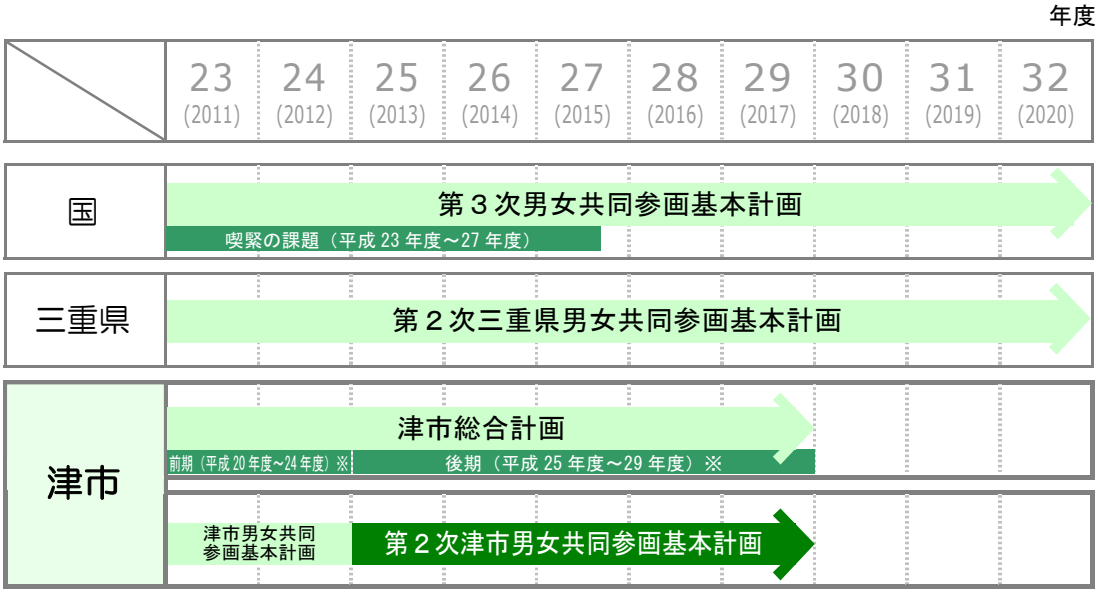

※津市総合計画は、基本構想（平成 20 年度～29 年度）と、前期基本計画（平成 20 年度～24 年度）及び後期基本計画（平成 25 年度～29 年度）で構成しています。

第2章　計画策定の背景

1　世界の動き

昭和 50 年（1975 年）、国連はこの年を女性の地位向上をめざした世界的な行動を行うための「国際婦人年」として、第１回世界女性会議をメキシコシティで開催し、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」を採択しました。そして、昭和 51 年（1976 年）から昭和 60 年（1985 年）までを国連総会で「国連婦人の十年」と定め、「平等・発展・平和」を目標とした女性の地位向上に向けての活動が世界的に展開され、昭和 54 年（1979 年）には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。

平成７年（1995 年）に「第４回世界女性会議」で採択された「北京宣言及び行動綱領」では、12 の重大問題領域（貧困、教育と訓練、健康、女性に対する暴力、人権、メディア、環境、女児など）が設定され、今後各国が取り組むべき行動指針が確立されました。

また、平成 17 年（2005 年）、ニューヨークにおいて開催された「第 49 回国連婦人の地位委員会（北京＋10）」では、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」の実施状況について再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容となっています。

近年では、平成 22 年（2010 年）に国連本部で「第 54 回国連婦人の地位委員会（北京＋15）」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」等の再確認及び実施に向けた更なる行動などを求めています。

2　日本の動き

わが国においては、世界の動きを踏まえ、昭和 50 年（1975 年）、女性に関する施策を総合的かつ効率的に推進するため、「婦人問題企画推進本部」が設置されました。

昭和 60 年（1985 年）には、男女雇用機会均等法の公布や民法、国籍法の改正などを経て、「女子差別撤廃条約」の批准に至りました。

昭和 62 年（1987 年）には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定、平成３年（1991 年）には、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の第一次改定が行われました。この第一次改訂では、21 世紀の社会においては、男女があらゆる分野へ平等に共同して参画することが不可欠であるという認識から、「男女共同参加」から「男女共同参画」へ改められました。

平成 11 年（1999 年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成 12 年（2000 年）には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 17 年（2005 年）には、新たな計画策定の必要性から、「男女共同参画基本計画（第２次）」が策定されました。

また、平成 19 年（2007 年）、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じた自らの望む生き方を選択・実現ができる社会をめざす「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※3）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成 20 年（2008 年）、女性の参画拡大を推進するための戦略的な取組を定める「女性の参画加速プログラム」が決定されました。

その後、平成 22 年（2010 年）、国内外の状況の変化を考慮し、「第３次男女共同参画基本計画」が策定され、５年間で早急に対応すべき課題として、①女性の活躍による経済社会の活性化、②男性、子どもにとっての男女共同参画、③様々な困難な状況に置かれている人々への対応、④女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑤地域における身近な男女共同参画の推進が示されました。

※3　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会に向けた取組のこと。

3　三重県の動き

三重県では、昭和 54 年（1979 年）に県内初の行動計画である「三重県婦人対策の方向」が策定されました。

昭和62年(1987年)に「みえの第２次行動計画-アイリスプラン」、平成７年(1995年）に第３次行動計画にあたる「みえの男女共同参画推進プラン-アイリス 21」が策定され、男女共同参画に向けた取組が進められてきました。

平成 12 年（2000 年）には、「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布、翌年１月１日から施行されました。さらに、平成 19 年（2007 年）には「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」を策定、その後、平成 23 年（2011 年）に「第２次三重県男女共同参画基本計画」が策定され、社会のあらゆる分野で 2020 年までに指導的地位に女性が占める割合 30%程度との目標に向けた取組、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、 M字カーブ※4に関する問題の解消、 地域活動における男女共同参画の推進、ドメスティック・バイオレンス※5（以下「ＤＶ※5」という。）の被害者保護・支援体制の充実といった重点事項が掲げられました。

※４　M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

※５　ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

夫婦や恋人など婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。平成 13 年（2001 年）にＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定された。

4　津市の取組状況

本市では、男女共同参画が推進されるまちをめざし、平成 19 年（2007 年）3月に男女共同参画都市を宣言し、同年３月 30 日には、津市男女共同参画推進条例を施行しました。

その後、平成 20 年（2008 年）、条例第８条に基づき、男女が支えあい、共にいきいきと暮らせるまち「津」をめざして、施策を総合的かつ計画的に進めていく「津市男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画については、条例第 14 条に基づき設置された「津市男女共同参画審議会」（以下「審議会」という。）において、実施事業の内容及び実施状況を毎年審議し、効果的な施策の推進に努めています。

また、毎年「男女共同参画フォーラム」を開催し、市民及び市民活動団体の参画のもと、男女共同参画に関連した様々なテーマの講演会やワークショップ等を開催し、広く市民の男女共同参画意識の高揚に努めています。

平成 22 年（2010 年）には、平成 12 年（2000 年）に開催された「日本女性会議津」から 10 年が経過したことを受け、この 10 年間の総括と今後の見通しを考える講座を、三重短期大学との連携により開催しました。

平成 22 年（2010 年）以降は、三重県内男女共同参画連携映画祭に参加するなど、男女共同参画のより一層の推進に努めています。

さらに、平成 24 年には、「第２次津市男女共同参画基本計画」の策定に向けて、男女共同参画の進捗状況や市民の男女共同参画に関する意識・生活の現状及び事業所における男女共同参画の現状を把握するため、「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査」を実施しました。

5　男女共同参画を取り巻く津市の現状と課題

（１）人口の状況

本市の総人口は、平成 20 年（2008 年）以降緩やかに減少しており、平成 24 年（2012 年）には 279,335 人となっています。

年齢３区分別の人口構成比の推移をみると、0～14 歳（年少人口）、15～64 歳（生産年齢人口）の割合が減少している一方、65 歳以上（老年人口）の割合は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

図２－１　性別総人口の推移

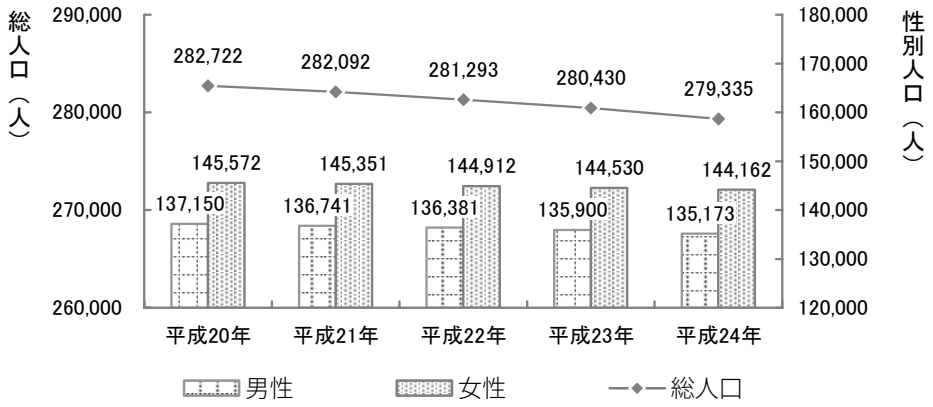

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

図２－２　年齢３区分別人口構成比の推移

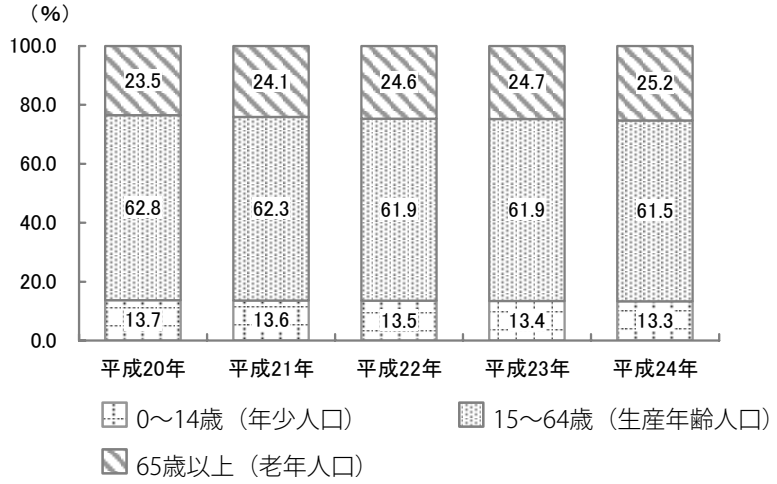

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（２）世帯の状況

一般世帯数は平成２年（1990 年）以降、増加していますが、１世帯当たりに占める平均世帯人員は減少傾向にあります。世帯区分については、単身世帯、核家族世帯が年々増加している一方、三世代世帯が減少しており、世帯の核家族化がうかがえます。

図２－３　一般世帯数と世帯人員の推移

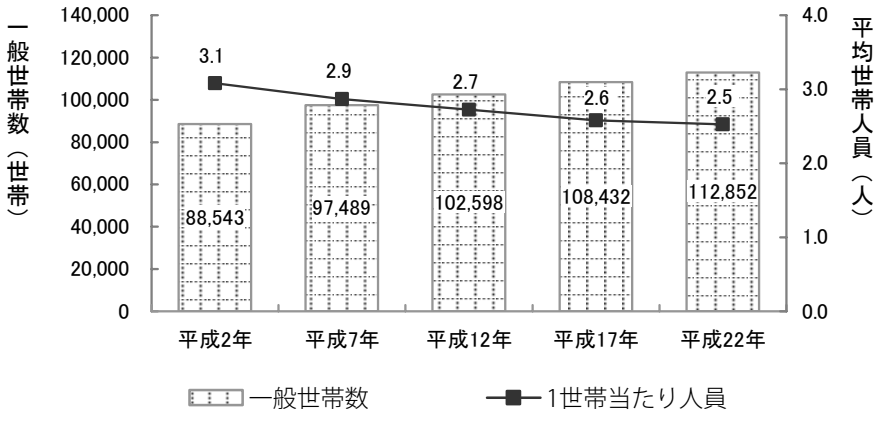

資料：国勢調査
（注）一般世帯とは病院・介護施設などへの入所者を除く世帯

図２－４　一般世帯数と世帯区分の推移

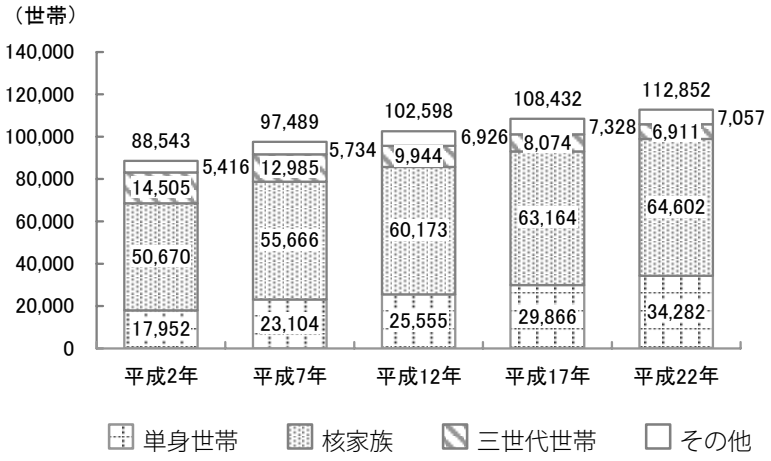

資料：国勢調査

（３）就労の状況

性別就業率は男性に比べ女性の割合が低くなっています。特に男性の就業率については平成７年（1995 年）以降低下しています。また、女性の年齢別就業率をみると、30～34 歳の就業率がいったん落ち込むＭ字カーブを描いています。しかし、晩婚化の影響も考えられますが、25 歳から 34 歳の女性の就業率は年々増加しており、少しずつ結婚や出産・育児で就業を中断する女性が減少し、Ｍ字カーブが解消していることがうかがえます。労働力人口が減少していく中、地域や経済の活性化に向け、女性の継続的な就労が求められます。

図２－５　性別就業率の推移（津市）

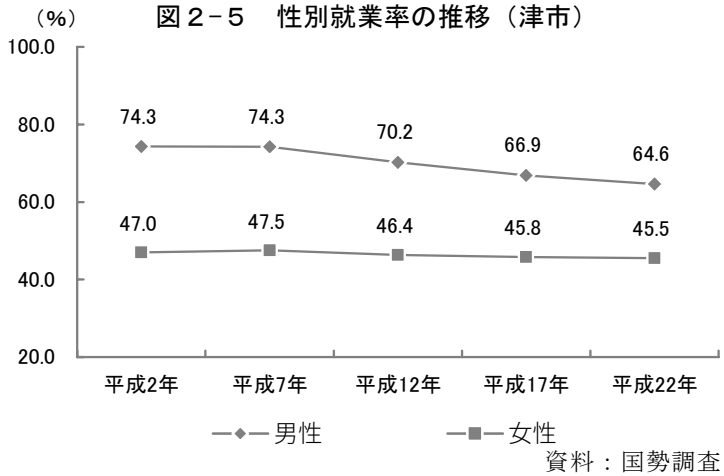

資料：国勢調査

図２－６　女性の年齢別就業率の推移（津市）

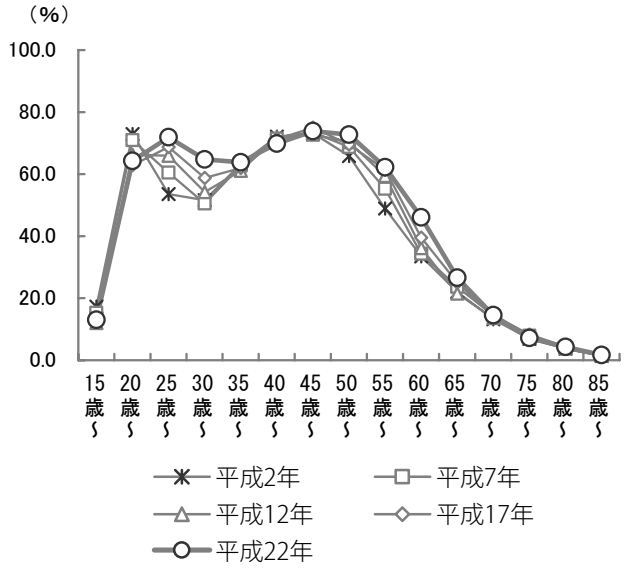

図２－７　男性・女性の年齢別就業率（全国）

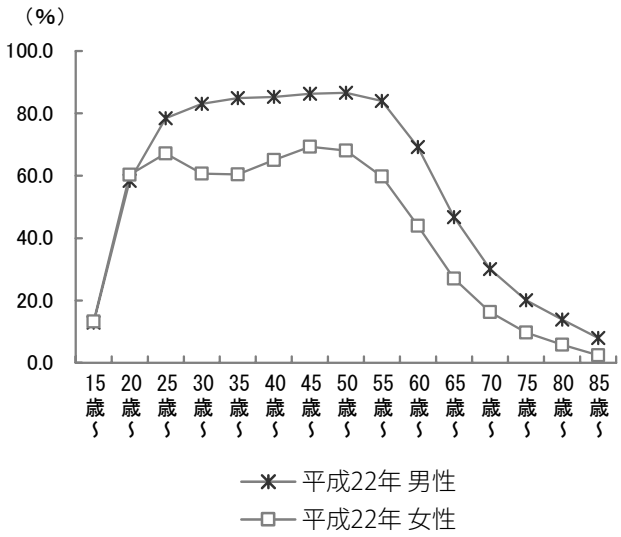

資料：国勢調査

（４）政策・方針決定過程への女性の参画状況

本市では、審議会等の女性委員比率について、目標値を 30%以上と設定し、女性の登用を促進する取組を進めてきましたが、依然、目標は達成できていない状況です。

人口減少時代を迎え、少子高齢化が進行する中、性別にかかわらず、多様な人材の政策・方針決定過程への参画を促進し、まちづくりにつなげていくことが必要です。

図２－８　審議会の女性委員割合の推移（津市）

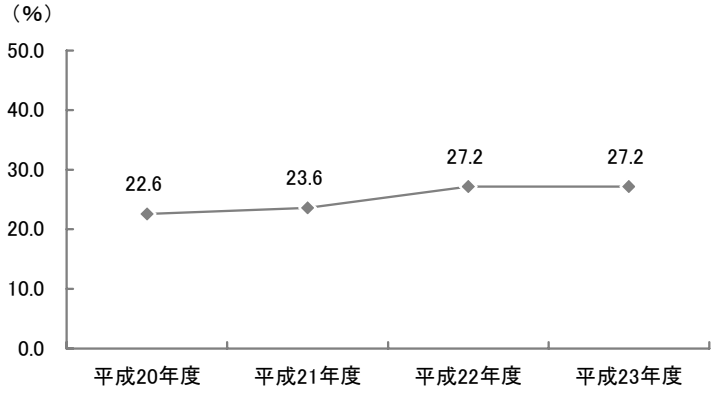

資料：行政経営課

図２－９　審議会の女性委員割合の推移（国、県）

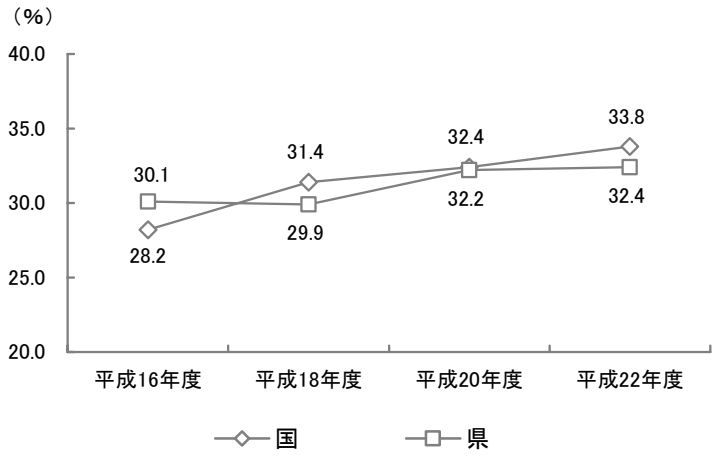

資料：第２次三重県男女共同参画基本計画

（５）男女共同参画についての市民意識

本計画を策定するにあたり、市民の男女共同参画に関する意識・生活の現状及び事業所における男女共同参画の現状を把握するため、平成 24 年に「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査」を実施しました。以下にその概要を示します。

① 調査対象

市内在住の 20 歳以上の男女：3,000 人

市内の事業所：816 事業所

② 調査期間

平成 24 年２月１日から平成 24 年２月 20 日まで

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	回収数	回収率	有効回答数
市民	3,000 通	1,507 通	50.2%	1,503 通
事業所	816 通	398 通	48.8%	397 通

⑤ 調査結果の表示方法

回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。

複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。

クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成の人の割合（「賛成」「どちらかといえば賛成」）については、女性の 37.2%に対し、男性が 49.9%で約半数となり、女性よりも男性で“賛成する”の割合が高くなっています。また、国や県に比べて反対意見の割合が低いことなどから、今後も継続して性別にとらわれない意識への変化を促す取組が求められます。

図２-10　「男は仕事、女は家庭」という考え方（市民）

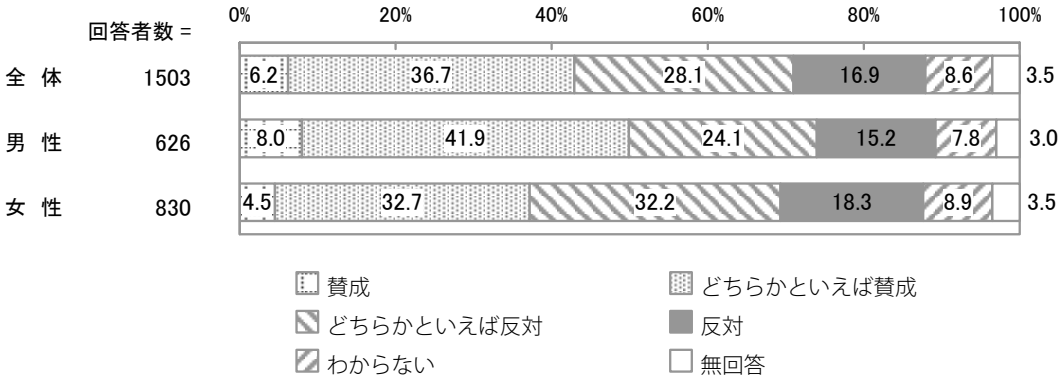

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

【平成 21 年度内閣府調査】

図２-11　「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方

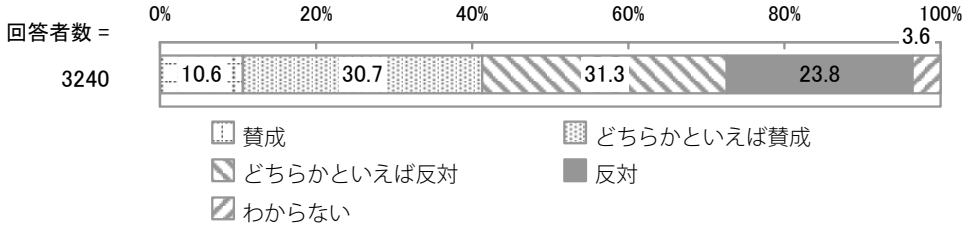

資料：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）　平成 21 年度

【平成 21 年度県調査】

図２-12　「男は仕事、女は家庭」という考え方

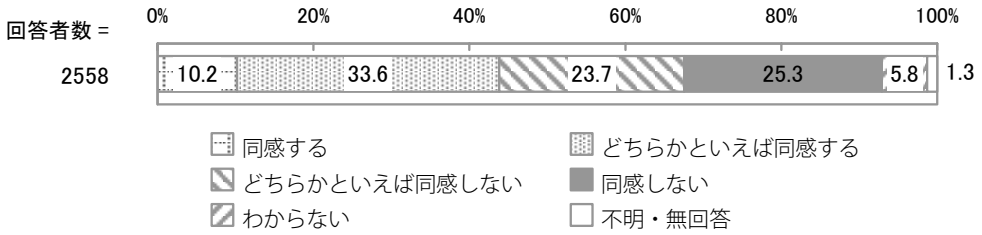

資料：男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査（三重県）　平成 21 年度

本市の男女の平等感を分野別でみると、学校生活を除くすべての分野で男性に比べ女性が“男性優遇”と感じています。一方、すべての分野において、男性は女性に比べて「平等になっている」と感じており、男女間に生じている平等感の差を解消するため、今後も男女共同参画の理解の促進を図ることが必要です。

図２-13　各分野の男女の平等感（市民）

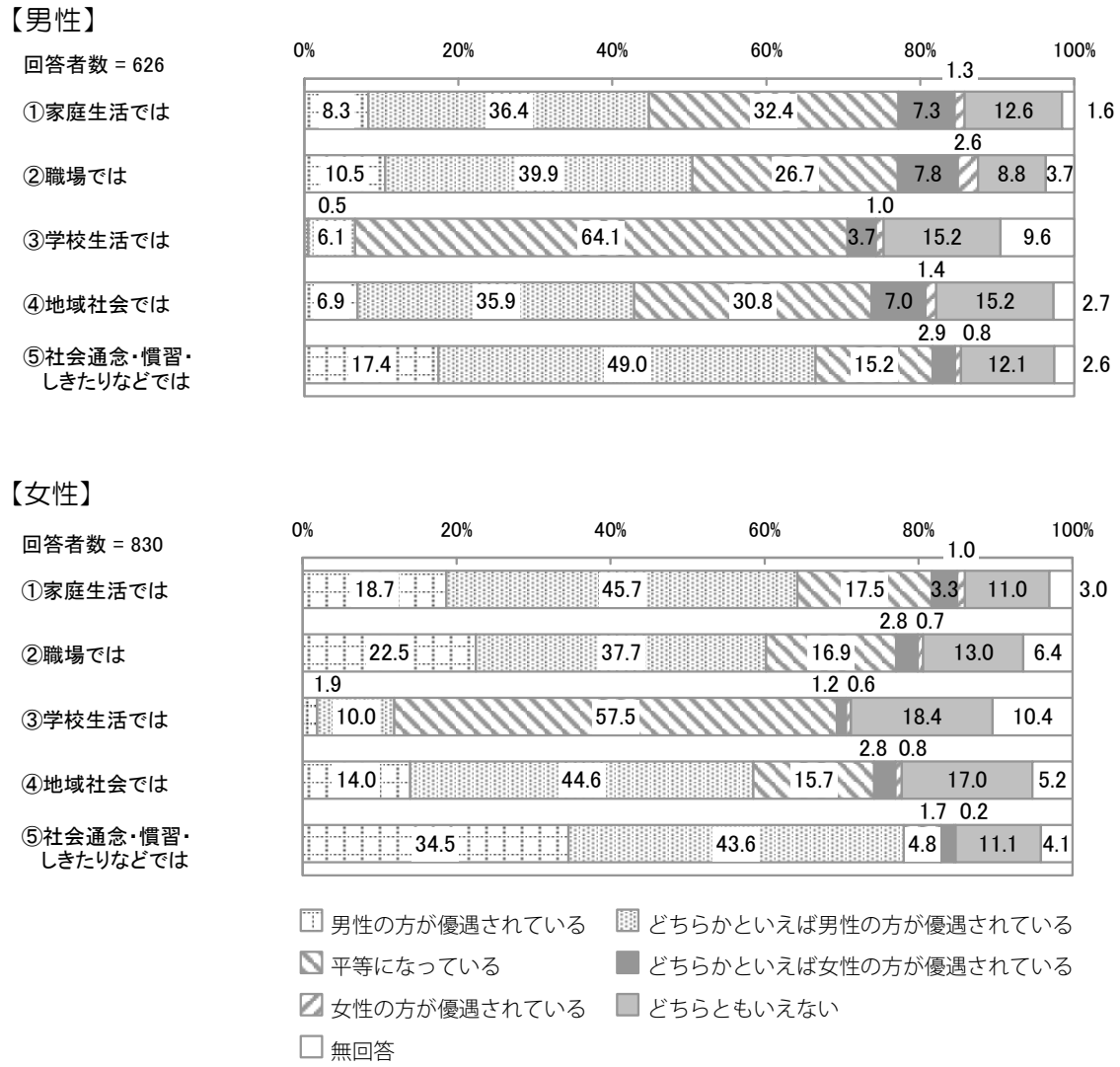

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

（６）課題のまとめ

津市男女共同参画審議会において審議された前計画の評価等を踏まえ、本市の男女共同参画を取り巻く現状と課題について、以下の事項が明らかになりました。

１　男女共同参画意識の高揚に向けた啓発について

本市では、男女共同参画が身近に感じられるよう、津市男女共同参画フォーラムなどを実施してきましたが、市民への男女共同参画意識の浸透には依然、課題がみられます。これを踏まえ、男女共同参画基本計画の認知度を高めながら事業を推進することが必要です。また、男女共同参画は幅広い分野に関連するものですが、市民の関心が高い分野を活用しながら啓発することで、効果が得られるような手法を検討することも重要です。

また、市全体に広く男女共同参画意識づくりを進めるために、市民、関係機関、各種団体、事業所等といった様々な主体と協働したネットワークづくりを検討していくことが求められます。

２　政策・方針決定の場における男女共同参画について

審議会等の女性委員の登用については、登用率が伸び止まっています。これは、あて職※6により委員を登用していることも要因の一つとして考えられますが、国の目標でもある「２０２０３０」（2020 年までに社会のあらゆる分野における指導的地位に占める女性の割合が少なくとも 30％程度になるよう期待する）の達成に向けて、より強力に推進することが求められます。このため、女性の人材育成やその活用につながる仕組みづくりを検討していくことが必要です。

※６　あて職

ある職に就いている人に他の職を兼任させること。または、ある職に就いている人の身分・地位をそのままに他の職に従事させること。審議会等の委員には、事業所・各種団体等の長や代表者を登用することがあり、現状では長や代表者に男性が多いため、審議会等の委員も男性が多くなっている。

３　教育・学習の機会及び場における男女共同参画について

人権教育とともに男女共同参画教育が実施されていますが、より男女共同参画に特化した教育等の事業推進を検討していくことが求められます。

子どもの頃から男女共同参画意識を身につけるためには、周囲が男女共同参画を実践していることが重要です。高齢者と同居している世帯が多い地域もあるため、男女がお互いに尊重し、協力しあうことの必要性について高齢者に向けて啓発していくことも必要です。また、子どもたちに直接教育を行う「男女共同参画推進紙芝居出前授業」は効果のある教育につながると考えられるため、今後も他の関係機関と連携し、幅広く実施できることが望まれます。

４　働く機会及び場における男女共同参画について

背景となる社会情勢を捉えながらも、地域社会の仕組みや意識を変革するため、引き続き、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を進めることが必要です。

また、雇用の確保だけでなく、働きやすい雇用環境づくりが求められます。特に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する企業への呼びかけは引き続き実施し、意識改革に努めるとともに、庁内の育児・介護休業の取得を進めることが必要です。

農業や自営業の従事者については、男女共同参画の推進に課題がみられるものの、家族経営協定※7を締結した農家数は確実に増加しており、継続した取組が求められます。

※7　家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要となる。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

５　地域・家庭における男女共同参画について

市民意識調査では、学校において平等感が高いものの、家庭生活や地域社会では平等感が低くなっているため、学校を通じて家庭や地域へ働きかけることが必要です。一方、世代間での意識の差もみられ、若い世代は教育の効果から意識の変容がみられることは評価できます。

また、地域活動については、自治会などの役職に就く女性が少ない現状があります。自治会などの役職やＮＰＯの代表などを経験した女性から、女性が意思決定過程に参画した経験を伝え、可能性が広がることを女性自身が実感できる機会が必要です。

６　あらゆる暴力等の防止について

専門の相談員や女性弁護士が、県の女性相談所などの関連機関と連携し、様々な相談に適切な対応を行い、男女共同参画社会の推進を阻害するＤＶなどの暴力の防止や解決に努めていることは評価されるものです。引き続き、これらの取組を実施していくことが必要です。

７　生涯を通じた心身の健康づくり

勤労者のメンタルヘルス相談事業やこころの専門相談など、様々な健康相談を実施したことで、市民の心の健康づくりの支援につながったことは評価できるものです。今後は、男女共同参画の視点に立った相談事業のさらなる充実が望まれます。

第3章　計画の考え方

1　計画の基本理念

男女共同参画社会は、「男女共同参画社会基本法」第２条で「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

本計画は、この「男女共同参画社会の実現」を目標とします。目標の達成に向けて、津市男女共同参画推進条例に明記されている次の４つの基本理念に基づき、基本目標を定め、男女共同参画に関する施策を推進します。

＜津市男女共同参画推進条例における基本理念＞

（１）男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

（２）男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

（３）社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

（４）男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

計画の目標

「男女共同参画社会の実現」

2　計画の基本目標

本計画は、津市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、７つの基本目標を設定し、それぞれに施策を推進します。

Ⅰ　男女共同参画意識の啓発

市民に広く男女共同参画意識が根付くよう、男女共同参画の必要性や意義について理解を促し、実践につながる啓発活動を行います。

Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画

あらゆる活動に男女が共に参画し、責任と役割を担う意識の醸成を図り、政策・方針決定の場における多様な人材の参画を促進します。

政策・方針決定の場における男女共同参画をはかる指標として、審議会等への女性の登用率が 30%を超えるよう取組を進めます。

Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進

子どもの頃からの男女共同参画の意識づくりを促進するとともに、地域における学習機会の充実、高等教育機関等との連携などにより、子どもから高齢者まで幅広い世代に対して、男女共同参画への理解を図ります。

Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進

将来にわたり活力ある地域社会を築くため、家庭、地域、職場などあらゆる場面への一人ひとりの参画を促進し、性別や年齢にかかわらず、多様な人材の能力を活用できる環境づくりを進めます。

Ⅴ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

心身の健康を維持し、働きながら家庭や地域生活における責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性や有効性を啓発し、仕事と生活の調和がとれた生活への支援を行います。

Ⅵ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

ＤＶやセクシュアル・ハラスメントは重大な人権侵害であり、こうした暴力は男女共同参画社会の実現を妨げるものです。

このような暴力を絶対に許さない社会づくりを進めるため、その防止対策や被害者対策を行います。

Ⅶ 男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援

男女それぞれの健康課題を踏まえた健康づくりを支援するとともに、様々な困難を抱える男女の生活の自立と安定に向けた取組を実施し、一人ひとりが生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らし、持てる能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

3　計画の体系図

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	Ⅰ　男女共同参画意識の啓発	①　あらゆる場面での男女共同参画意識の啓発の推進 ②　関係機関・各種団体等との連携による男女共同参画意識の啓発の推進
	Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画	①　市の審議会等での男女共同参画の推進 ②　事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の促進 ③　市職員の男女共同参画の視点に立った登用
	Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	①　子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 ②　男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進
	Ⅳ　あらゆる場面における男女共同参画の推進	①　家庭における男女共同参画の促進 ②　地域における男女共同参画の促進 ③　防災における男女共同参画の促進 ④　働く場における男女共同参画の促進 ⑤　女性のチャレンジ支援
	Ⅴ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及 ②　子育て・介護支援の充実 ③　育児・介護休業制度等の整備と利用促進
	Ⅵ　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止	①　ＤＶ防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ②　セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実
	Ⅶ　男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援	①　生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ②　男女の生涯にわたる健康づくりの支援

第4章　施策の推進

基本目標Ⅰ　男女共同参画意識の啓発

現状と課題

津市男女共同参画推進条例の前文では、「男女は、性別にかかわりなく「法」の下に平等であり、私たちは、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち「津」づくりに努めていかなければならない」とされています。

本市では、市民の男女共同参画意識を醸成するため、関係課の連携のもと、各種講座、啓発活動、出前講座、フォーラム等の実施に取り組んでおり、実施にあたっては、男女共同参画の視点の反映、市民にとってわかりやすい内容にするといった工夫を重ねてきました。

この結果、市民意識調査によると「男は仕事、女は家庭」という考え方については、反対意見を持つ人の割合が増加しており、徐々に固定的性別役割分担意識が解消されてきていることがうかがえます。しかし一方では、国や県に比べて反対意見の割合が低く、女性よりも男性で賛成意見の割合が高くなっています。また、男女の平等感は依然、社会通念・慣習・しきたりなどで、“男性優遇”と感じている人の割合が高く、72.4%となっています。

これらのことから、市民一人ひとりの意識の変容がみられる中でも、社会制度や慣行が見直されるまでには及んでいないことがうかがえます。

このため、知識習得や意識啓発を中心とした取組から、市民の幅広い年齢層に、いわば市全体に男女共同参画意識が根付くよう、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる啓発活動を行うことが必要です。啓発にあっては、男女間での認識の違いや、世代間の意識の違いにも留意することが求められます。

さらに、関係課により様々な啓発が行われる中、情報発信については、常に男女共同参画の視点を取り入れることが必要です。

図４－１　各分野の男女の平等感（市民）

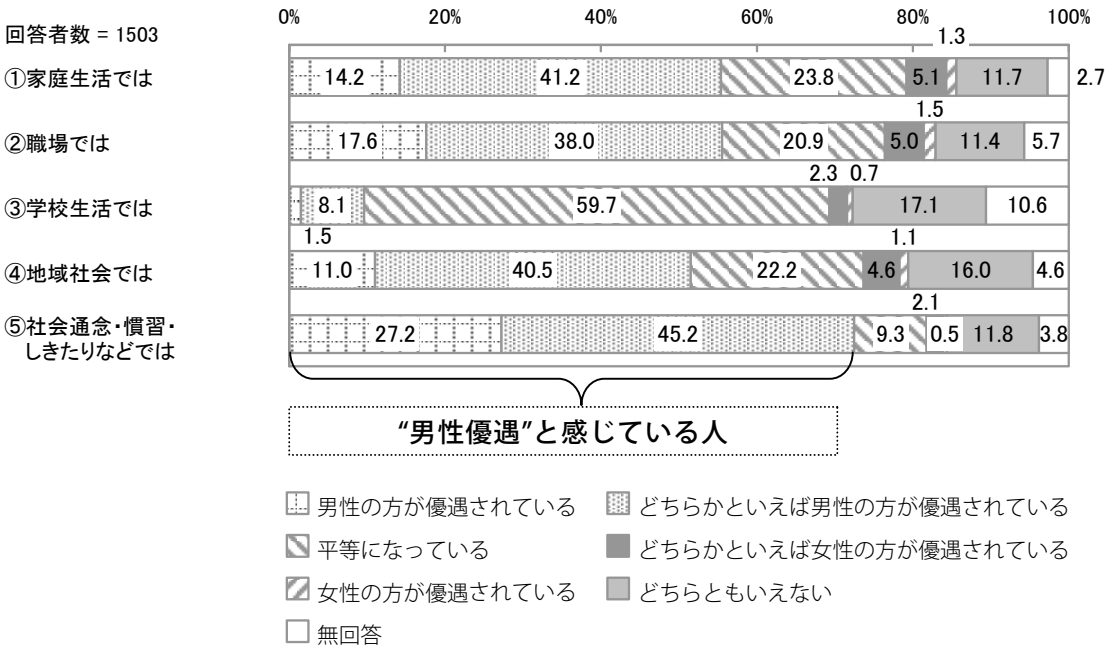

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向

①　あらゆる場面での男女共同参画意識の啓発の推進

市民が男女共同参画の意義を理解し、職場・学校・地域・家庭などにおいて、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことにより、男女共同参画の積極的な実践につながるよう、多様な媒体を活用し、市民の幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。

② 関係機関・各種団体等との連携による男女共同参画意識の啓発の推進

国や県と連携し、社会制度や慣行の見直しにつながる先進事例などの情報収集に努めるとともに、関係機関・市民活動団体など各種団体等と連携・協力し、男女共同参画社会についての理解の浸透を図ります。

施　策

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	市の作成する広報、刊行物の表現に対する配慮の徹底	各課（室）において広報・刊行物を作成する上で、「男女共同参画推進条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的及び暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	全庁 広報課
2	津市職員男女共同参画研修会の充実 （再掲:目標Ⅱ・Ⅴ）	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	人事課 男女共同参画室
3	男女共同参画推進に関する図書による情報提供	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民センター等に設置し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	市民交流課 対話連携推進室 男女共同参画室
4	「広報津」・ホームページによる男女共同参画の啓発	「広報津」・ホームページを通じ、人権に関する様々な特集を登載する中で、男女の人権や男女共同参画社会の実現に向けた意識の啓発に努めます。	人権課
5	市民人権講座の充実 （再掲:目標Ⅲ）	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、男女共同参画に関すること等あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権課
6	職員人権問題研修会の充実	職務内容に応じたきめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、研修会等を開催し、人権感覚にあふれた市職員の育成を図ります。	人権課
7	人権問題講演会の充実	市民の人権に対する理解を深め、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすとともに、基本的人権を尊重する意識の高揚を図るため、講演会を開催します。	人権課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
8	「広報津」・ホームページによる情報提供	「広報津」・ホームページにより、男女共同参画に関する事業を紹介し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
9	情報紙「つばさ」の発行 （再掲:目標Ⅳ）	公募による編集スタッフにより、男女共同参画に関する取組や事業等についての情報を提供し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
10	男女共同参画フォーラムの開催 （再掲:目標Ⅳ）	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
11	男女共同参画セミナーの充実 （再掲:目標Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）	市民を対象としたセミナーや講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
12	男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画室 各総合支所人権啓発担当 図書館
13	関係機関・各種団体等との連携による啓発の推進	関係機関・各種団体等と男女共同参画に関連した情報交換を行い、連携した啓発を行います。	男女共同参画室
14	津市人権教育広報紙の発行	人権教育広報紙「あけぼの」を年2回発行し、市内全世帯及び幼稚園・小中学校教職員に配布し、教育実践の紹介や資料の提供に努めます。	人権教育課
15	教育集会所事業	教育集会所において人権教育に関する事業を行い、地域住民とふれあいながら、差別のない社会をめざします。 地域学習会では、子どもが人権について学習する機会として、男女共同参画を含めた様々な人権学習についてテーマを設定し、実施します。また、教養講座の中で、家庭における男女共同参画の視点を入れて実施します。	人権教育課 （各教育事務所）
16	「津市子ども人権フォーラム」の開催 （再掲:目標Ⅲ）	自らの体験や考えを発表する総合的な活動の中で、子どもと教育関係者が、差別をなくそうとする生き方・人権尊重の生き方を共に高めあうことを目的に実施します。	人権教育課
17	人権出前講座（人権問題を考える小集会、人権人形劇）の充実	市内各地域の幼稚園・小中学校のPTA人権研修会に人権教育課職員が講師として出向き、男女共同参画などの視点も含め人権ワークショップを行います。 また、三重大学の人権人形劇団「つくし」と共に、園児とその保護者を対象に人権人形劇の親子鑑賞会を実施します。	人権教育課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
18	人権地域ネットワーク事業の充実	市民の人権に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民及び人権ネットワーク組織と連携しながら地域課題に対応した事業を行います。	人権教育課（各教育事務所）

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度数値目標	担当課（室）
5	市民人権講座の充実（再掲:目標Ⅲ）	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、男女共同参画に関すること等あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権問題講演会と市民人権講座の入場者数の合計:2,500 人	人権課
7	人権問題講演会の充実	市民の人権に対する理解を深め、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすとともに、基本的人権を尊重する意識の高揚を図るため、講演会を開催します。		
3	男女共同参画推進に関する図書による情報提供	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民センター等に設置し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	市民の「男女共同参画社会」の認知度:80%以上	市民交流課対話連携推進室男女共同参画室
8	「広報津」・ホームページによる情報提供	「広報津」・ホームページにより、男女共同参画に関する事業を紹介し、男女共同参画意識の高揚を図ります。		男女共同参画室
9	情報紙「つばさ」の発行（再掲:目標Ⅳ）	公募による編集スタッフにより、男女共同参画に関する取組や事業等についての情報を提供し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。		
10	男女共同参画フォーラムの開催（再掲:目標Ⅳ）	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。		

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度 数値目標	担当課（室）
11	男女共同参画セミナーの充実 （再掲:目標Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）	市民を対象としたセミナーや講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	市民の「男女共同参画社会」の認知度:80%以上	男女共同参画室
12	男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間及び津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。		男女共同参画室 各総合支所人権啓発担当 図書館
13	関係機関・各種団体等との連携による啓発の推進	関係機関・各種団体等と男女共同参画に関連した情報交換を行い、連携した啓発を行います。		男女共同参画室

基本目標Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画

現状と課題

政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男女が共に参画し、責任と役割を担う意識を持つことが求められます。

審議会等における女性委員の登用や市職員の管理職への女性の登用は徐々に進んできていますが、審議会委員における女性の割合は目標値である 30%を下回っており、女性の登用を推進する具体的な方策が必要です。

また、市民意識調査結果によると、自治会長やＰＴＡ会長などの役職に女性が推薦されたときの対応として、「断る・断ることをすすめる」の割合が５割を超えており、その理由として、男性に比べ女性で「女性は経験が少ないから」を理由に挙げている人の割合が高くなっています。また、事業所調査結果によると、女性の管理職が１人以上いる事業所の割合は、男性の管理職が１人以上いる事業所より少ないことがうかがえます。

このため、女性が政策・方針等の意思決定の場へ参画できる環境を整えるとともに、女性の能力開発への支援が必要です。

津市職員に関しては、職員を対象にした男女共同参画研修会を開催し、職員の男女共同参画意識の高揚に努めてきました。今後、研修内容の充実や参加者の拡大が政策・方針決定の場の男女共同参画につながるように、研修の内容の充実や参加者の拡大を図っていくことが必要です。

農業従事者に向けては、家族の中で、働く人が目標意識を持って働くことができる環境を整えることなどを目的に、家族経営協定や認定農業者※8の促進に向けた啓発活動に努めており、一定の成果が挙げられました。

引き続き、家族経営協定の啓発を行い、女性の農業従事者への支援や農業委員など政策決定の場への参画につなげていくことが必要です。

※８　認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した農業経営改善計画が、市の認定を受けた農業者のこと。認定を受けると支援措置を受けることができる。

図４－２　自治会長やＰＴＡ会長などの役職に女性が推薦されたときの対応（市民）

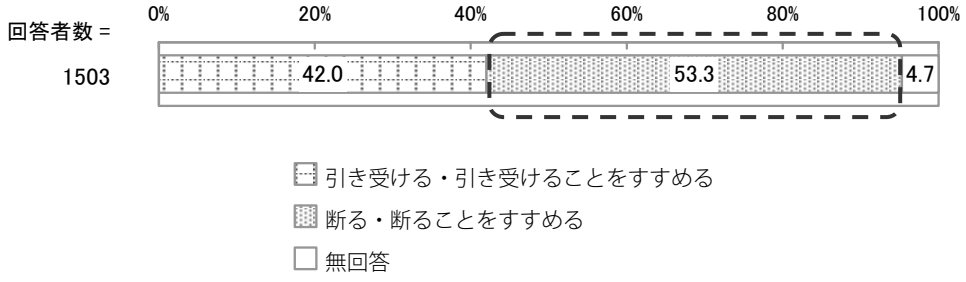

図４－３　断る・断ることをすすめる理由（市民）

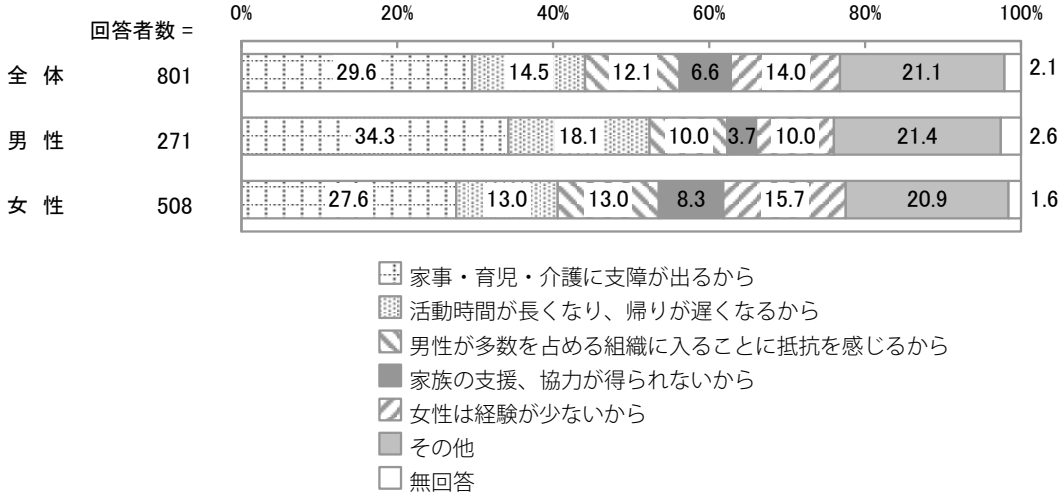

図４－４　管理職の人数（事業所）

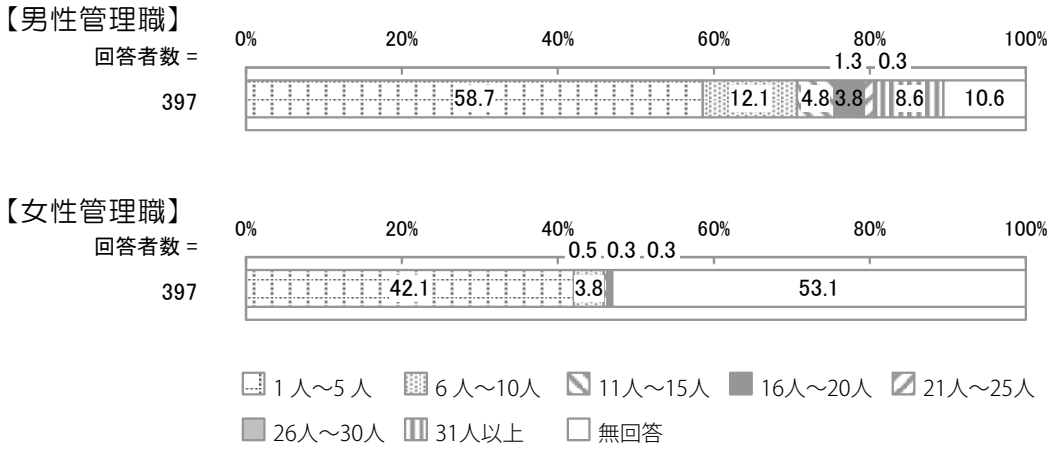

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向

①　市の審議会等での男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に配慮し、様々な意見を十分反映できる市政運営に努めます。

②　事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の促進

事業所・各種団体等の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、男女が共に自分の意思を反映させることができるよう取り組みます。

また、女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、能力開発への教育・学習機会の充実を図ります。

③　市職員の男女共同参画の視点に立った登用

研修会などを通じて、職員の男女共同参画意識の高揚を引き続き図るとともに、性別にかかわらず、必要な能力、取組姿勢等を考慮した、男女共同参画の視点に立った登用に努めます。

施　策

Ｎｏ．	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	審議会等への女性の登用推進	市が設置する審議会等について、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、各審議会等への女性の登用率が 30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	全庁 行政経営課
2	市における女性職員の登用の推進	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応する能力を向上させ、女性職員の管理監督者へのより積極的な登用に努め、広い分野における企画・立案決定過程の場への女性職員の登用を図ります。 また、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させ、性別にとらわれず各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。	人事課
3	津市職員男女共同参画研修会の充実 （再掲:目標Ⅰ・Ⅴ）	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	人事課 男女共同参画室
4	事業所訪問による啓発 （再掲:目標Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ） 新規	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、女性管理職の登用等についての意識啓発を図ります。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
5	男女共同参画セミナーの充実 （再掲:目標Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ）	市民を対象としたセミナーや講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
6	方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発	情報紙や男女共同参画フォーラム等を通じて、事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	男女共同参画室
7	事業所における男女共同参画に関する意識の普及	三重労働局等関係機関と連携を図り、チラシ、ポスター等の掲示により事業所における男女共同参画に関する意識の普及を図ります。	商業振興労政課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
8	家族経営協定の締結・認定農業者（共同申請※9）の促進 （再掲:目標Ⅳ）	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置づけを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	農林水産政策課

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度 数値目標	担当課（室）
1	審議会等への女性の登用推進	市が設置する審議会等について、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、各審議会等への女性の登用率が 30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	女性委員の割合 30%以上	全庁行政経営課
8	家族経営協定の締結・認定農業者（共同申請）の促進 （再掲:目標Ⅳ）	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置づけを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	家族経営協定数 45 組・共同申請数 19 組	農林水産政策課

※9　共同申請

家族経営協定を締結しており、経営主以外の配偶者や後継者等が共同経営者となっている場合、認定農業者になるために農業経営改善計画を市に申請すること。申請により、支援措置を受けることができる。

基本目標Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、本市では出前授業などを実施し、地域や学校における男女共同参画の意識啓発を行ってきました。

市民意識調査結果によると、子どもの教育の中で、特に男の子に「社会的な地位を得るように」期待する割合が高くなっています。また、男の子に「経済的に自立できるように」期待する一方、女の子に「家事など身の回りのことが自分でできるように」期待するなど、性別役割分担意識が子育てや子どもの教育の考え方にも影響していることがうかがえます。男女共同参画社会の実現に向けて、次世代を担う子どもの男女共同参画意識を育てることは大きな意味を持つため、今後も、子どもに身近である教育や保育関係者と連携し、男女共同参画意識を浸透させていくことが必要です。

また、幼少期から男女共同参画意識が醸成される環境づくりを行うため、家庭教育や地域における学習機会の充実、高等教育機関等との連携により子どもから高齢者まで幅広い啓発活動を行うことが必要です。生涯学習に参加していない（しない）人に対しては、様々な媒体の活用、多様な機会の活用により、意識啓発を行っていくことが必要です。

図４－５　子どもにしてほしい生き方（市民）

【男の子】

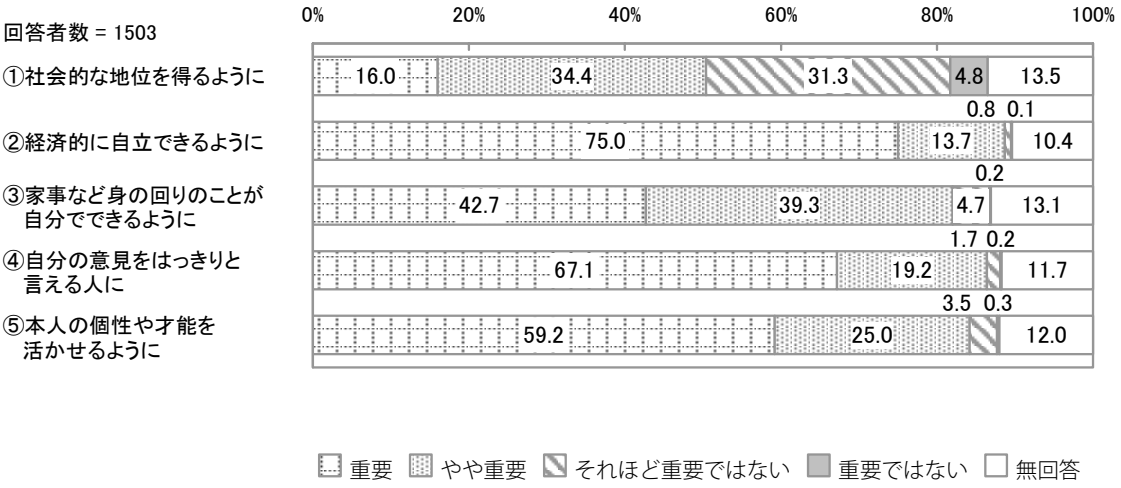

【女の子】

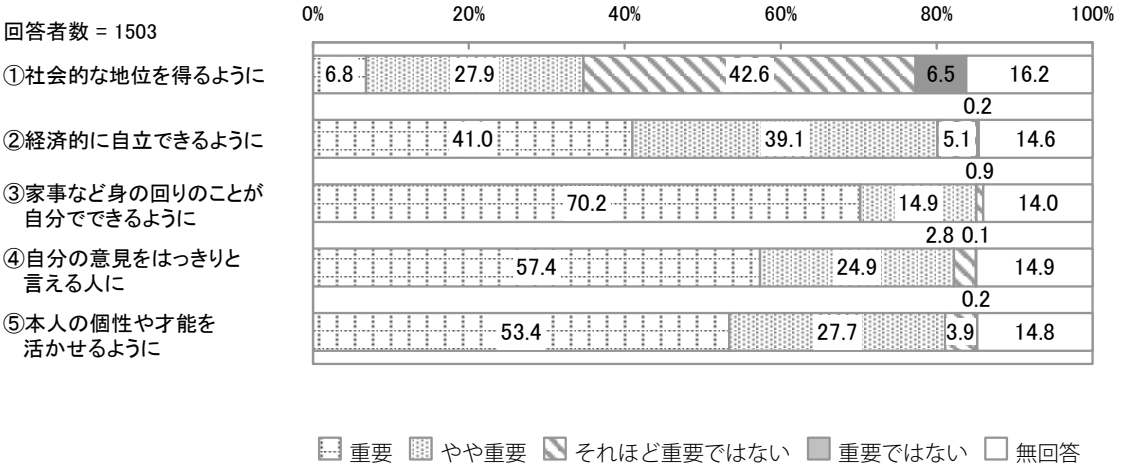

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向

① 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

男女共同参画の視点に立った人権学習等の教育を継続して推進し、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努めます。また、学校、地域、家庭の連携を図り、多様な教育活動の中で、男女共同参画の意識を啓発していきます。

② 男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進

幅広い世代の市民が興味を持てる講座等を開催するなど、様々な媒体や多様な機会の活用を通じて学習の場の提供に努め、男女共同参画についての理解の促進に努めます。

施　策

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	人権ポスター展の開催	児童・生徒に人権意識を啓発するため、小・中学校児童・生徒の人権に関するポスター作品を募集・掲示します。	人　権　課
2	市民人権講座の充実（再掲:目標Ⅰ）	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、男女共同参画に関すること等あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人　権　課
3	三重県男女共同参画センター等の活用	男女共同参画に関する各種講座への参加促進及び施設の活用を図ります。	男女共同参画室
4	男女共同参画セミナーの充実（再掲:目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ）	市民を対象としたセミナーや講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室
5	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進	保育士及び施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。	こども家庭課
6	男女共同参画に関する講義科目の充実	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方を教育・研究します。	三重短期大学事務局大学総務課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
7	公開講座の充実	市民の学びへの要求に広く応えるため、市民を対象とした公開講座を開講し、市民の生涯学習の場として、また、大学と地域住民の交流の場を提供するため、三重短期大学公開講座の充実及び周知を行います。	三重短期大学事務局大学総務課
8	自己啓発、研修に対する支援（社会人自己啓発研修への講師派遣など）	社会人、職業人等の自己啓発・研修に対し、関係機関と連携して、各種講座の充実、講師の派遣等の支援を行います。	三重短期大学事務局大学総務課
9	生涯学習環境の啓発・普及（再掲:目標Ⅳ）	社会人・職業人の学習意欲や子育て後の再就職を希望する人に対し、学習時間を弾力的に取り扱うことのできる科目等履修制度の充実と普及を行います。また、高度な知識・技能の取得を望む人に対応するため、リカレント教育※10の促進を図ります。	三重短期大学事務局大学総務課
10	教職員等の男女共同参画意識の高揚	固定的な性別役割分担意識にとらわれた認識を改め、教職員等への男女共同参画の意識改革を促す取組を推進します。	教育研究支援課
11	男女共同参画の視点に立った進路指導・科目選択指導・生徒指導の推進	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる啓発的な体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の修得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるような進路指導・科目選択指導・生徒指導に努めます。	教育研究支援課
12	豊かな体験活動や学習等による心の教育の充実	心の教育を充実させる観点から、学校において、家庭や地域との連携のもと、さまざまな教育活動の中で、豊かな心を育みます。	教育研究支援課
13	人権学習推進事業	人権問題の解決に向けて取り組む人との「出会い学習」を通して、命を大切にする学習を行い、園児・児童・生徒の自尊感情を育て、一人ひとりの自己実現をめざす人権学習を進めます。	人権教育課
14	「津市子ども人権フォーラム」の開催（再掲:目標Ⅰ）	自らの体験や考えを発表する総合的な活動の中で、子どもと教育関係者が、差別をなくそうとする生き方・人権尊重の生き方を共に高めあうことを目的に実施します。	人権教育課

※10　リカレント教育

「学校教育」を、人々の生涯にわたって、分散させようとする理念であり、その本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すこと。我が国では、一般的に、「リカレント教育」を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
15	公民館講座による地域や家庭における男女共同参画意識づくりの促進 （再掲:目標Ⅳ）	公民館講座を通じて、地域や家庭における男女共同参画意識の促進を図ります。	生涯学習課

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度 数値目標	担当課（室）
2	市民人権講座の充実 （再掲:目標Ⅰ）	地域において人権問題に対しリーダーシップを発揮できる人材を育成し、男女共同参画に関すること等あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	人権問題講演会と市民人権講座の入場者数の合計:2,500 人	人権課
4	男女共同参画セミナーの充実 （再掲:目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ）	市民を対象としたセミナーや講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	市民の「男女共同参画社会」の認知度:80%以上	男女共同参画室

基本目標Ⅳ　あらゆる場面における男女共同参画の推進

現状と課題

現状では地域活動を男性が担い、家庭生活の多くの部分で女性が役割を担う、といった性別による役割分担が根強く残っており、固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでいない実態がみられます。

本市では、男女共同参画フォーラムをはじめとした定期的な意識啓発を行ってきましたが、さらに、多様な男女共同参画について考える機会を提供することが必要です。

地域においては、個人の生活様式が多様化、地域課題が複雑化する現在、行政との協働による市民活動は、課題解決に向けて大きな役割を果たします。また、地域活動は就労とともに私たちの社会生活の重要な一面であるとともに、地域でも少子高齢化が進む中、男女が共に協力して役割を果たすことが求められます。

しかし、現状では男女共に 20 歳代、30 歳代で地域活動に参加していない人の割合が高く、この年代が参加しない理由としては、「仕事が忙しい」の割合が高くなっています。このため、一人ひとりが地域や家庭生活を担う意識改革と仕事との両立支援や市民による自主的な活動を行いやすい環境づくりが必要です。

災害対策については、男女共同参画の観点からの災害対策の推進が求められており、防災分野への女性の参画促進や男女共同参画の視点を組入れた防災活動等を検討する必要があります。

少子化が進み、労働力人口の減少が見込まれる中、経済の活性化の上でも女性の労働力や能力の発揮は一層重要なものとなっています。

市民意識調査結果でも、女性の働き方について、「子どもができても、ずっと職業を持ち続けるのがよい」とする女性の継続就労に賛同する意見が最も多い一方、女性の年齢別就業率は、30～34 歳でいったん落ち込むM字カーブを描いており、結婚や出産・育児を理由に就業を中断している現状がみられます。こうした就労の中断も要因の一つとなって、男性に比べて女性では、低賃金で雇用が不安定になりがちな非正規雇用者の割合が高くなっています。

働くことは、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあります。事業所調査結果でも、約７割が「結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を継続してほしい」として、女性の継続就労を期待しています。このため、働くことを希望する人が性別にかかわりなく、その能力を十分に発揮することができるよう、均等な機会と待遇の確保を進めると同時に、女性が働くことへの周囲の理解や多様な働き方への支援、能力開発の支援などの環境づくりが必要です。

図４－６　地域活動への参加状況（市民）

単位：％

区分	有効回答数（件）	県・市町の審議会・委員会	町内会・自治会等の活動	ＰＴＡ活動	子ども会などの青少年育成活動	青年団体・女性団体・老人団体等の活動	消費者団体・生活協同組合等の消費者活動	ＮＰＯやボランティアなどの市民活動	その他	参加していない	無回答
男性	626	2.1	35.6	5.4	5.1	7.8	1.3	6.9	4.2	50.6	1.6
20～29 歳	50	－	8.0	2.0	6.0	4.0	2.0	6.0	－	80.0	－
30～39 歳	81	－	29.6	8.6	4.9	1.2	1.2	2.5	－	63.0	2.5
40～49 歳	82	1.2	32.9	14.6	11.0	1.2	1.2	6.1	1.2	61.0	－
50～59 歳	113	1.8	39.8	10.6	4.4	3.5	0.9	8.0	2.7	39.8	2.7
60～69 歳	149	3.4	47.7	－	2.7	10.7	2.0	7.4	7.4	43.0	－
70 歳以上	151	3.3	34.4	1.3	4.6	16.6	0.7	8.6	7.3	44.4	3.3
女性	830	0.5	26.9	9.9	4.3	7.8	1.6	7.0	2.5	53.5	3.0
20～29 歳	66	－	10.6	4.5	－	－	－	7.6	1.5	81.8	－
30～39 歳	122	－	27.0	21.3	13.9	0.8	－	3.3	0.8	59.0	1.6
40～49 歳	129	－	33.3	31.8	11.6	1.6	2.3	3.9	1.6	42.6	－
50～59 歳	158	0.6	34.2	4.4	1.9	5.1	4.4	9.5	0.6	49.4	1.9
60～69 歳	189	1.1	28.6	2.1	0.5	12.2	1.1	7.9	5.8	54.0	1.6
70 歳以上	165	0.6	19.4	0.6	－	18.8	0.6	8.5	3.0	49.7	10.3

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

図４－７　地域活動に参加しない理由（市民）

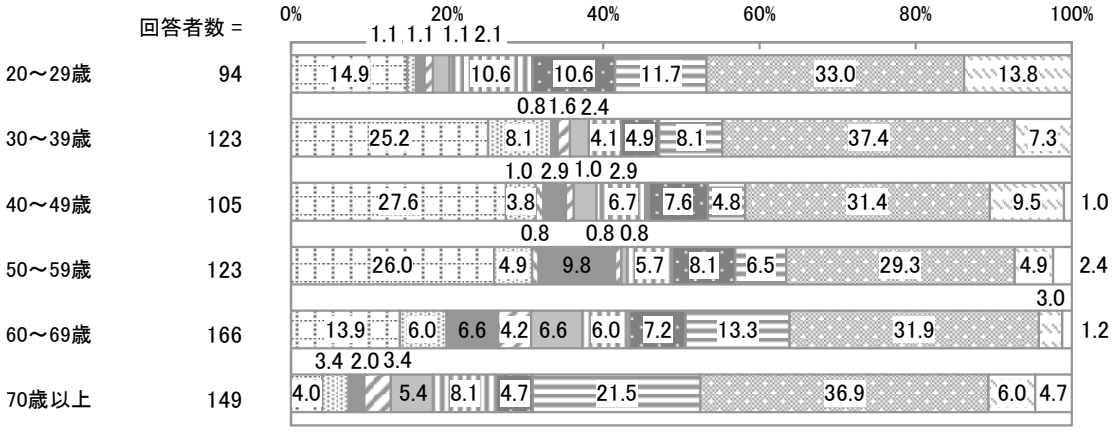

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

図４－８　女性の働き方（市民）

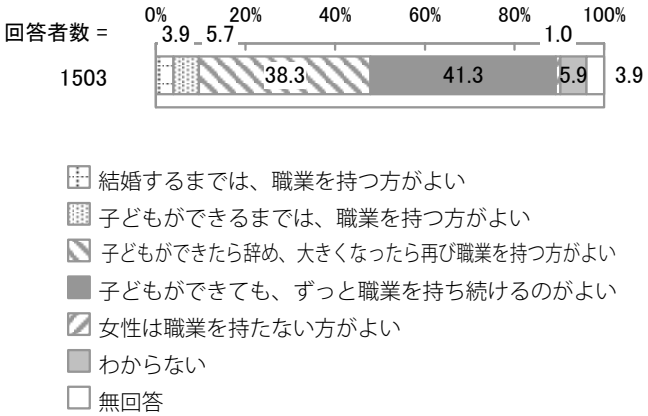

図４－９　女性従業員へ期待する働き方（事業所）

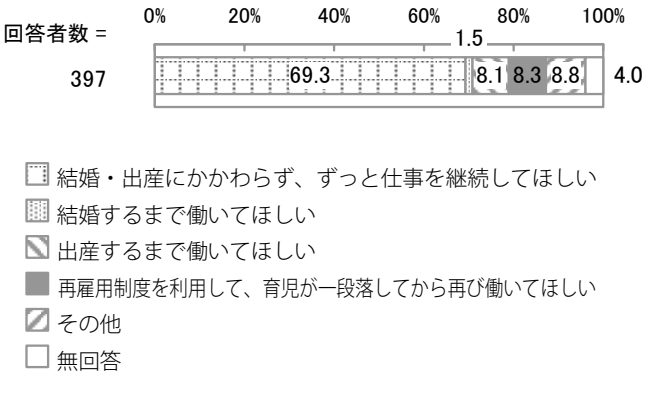

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向

①　家庭における男女共同参画の促進

家庭において、性別役割分担意識の解消など、男女共同参画について市民への意識啓発につながるよう、家庭教育支援に努めます。

②　地域における男女共同参画の促進

地域活動における特定の性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消し、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発します。また、仕事や家庭生活と両立して地域活動へ参加できる環境づくりを推進し、地域活動や市民活動の活性化を図ります。

③　防災における男女共同参画の促進

男女の支援ニーズの違いに配慮すること、また性別や年齢にかかわらず防災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策を推進します。

④　働く場における男女共同参画の促進

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、性別にかかわりなく、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

⑤　女性のチャレンジ支援

女性が子育て等を経験しながらも、継続して就業したり、再就職するなど多様な働き方ができるような環境づくりと、必要な知識や技術を習得する機会や情報の提供を行います。

施　策

Ｎｏ．	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 新規	防災会議への女性の参画を促進するなど、様々な機会において男女共同参画の視点を取り入れ、防災対策を推進します。	危機管理課 防災室
2	避難所運営委員会の体制整備 新規	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。 避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会等にも呼びかけます。	危機管理課 防災室
3	備蓄品の見直し 新規	避難所にあらかじめ備蓄する物資については、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、計画していきます。	危機管理課 防災室
4	防犯啓発活動の推進	明るく住みよいまちづくりをめざし、津市防犯協会を設置し、少年の非行防止、健全育成など市民の防犯思想の高揚に努めます。また、不審者情報の提供や防犯灯の設置促進に努めます。	市民交流課
5	地域における市民活動の支援	市民活動センターにおいて、コミュニティ情報や行政情報の提供、ネットワーク構築、スキルアップ講座等の実施により、様々な活動を行う団体を支援します。	対話連携推進室
6	家庭内での男女共同参画意識づくりの促進	市民人権講座などあらゆる機会を通じて、家庭内での男女共同参画意識づくりの促進を図ります。	人権課
7	事業所訪問による啓発 （再掲：目標Ⅱ・Ⅴ・Ⅵ） 新規	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、女性管理職の登用等についての意識啓発を図ります。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
8	情報紙「つばさ」の発行 （再掲：目標Ⅰ）	地域や家庭、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等を紹介し、男女共同参画を促進します。	男女共同参画室
9	男女共同参画フォーラムの開催 （再掲：目標Ⅰ）	地域や家庭、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等をフォーラムで紹介し、男女共同参画を促進します。	男女共同参画室
10	男女共同参画推進団体等への支援	男女共同参画を推進している各種団体等を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	男女共同参画室

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
11	男女共同参画セミナーの充実（再掲:目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	関係課（室）、関係機関等と連携し、市民や事業所を対象としたセミナーや講座などを通じて、男女共同参画意識の高揚を図ります。	男女共同参画室 商業振興労政課
12	職業能力向上に向けた支援	関係課（室）が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	男女共同参画室 商業振興労政課 生涯学習課
13	パパの子育て講座の開催	男性が子育ての知識や体験を得る機会として、ベビーマッサージやふれあい遊びなど、父親（男性）向けの子育ての講座等を開催します。	こども総合支援室
14	家庭内での子育ての協力関係の支援	家庭内での父親、地域の中での男性の子育てへの参加を促すことで、女性の子育てについての相談相手、協力を依頼できる相手として、安心できる関係づくりを支援します。	こども総合支援室
15	家族経営協定の締結・認定農業者（共同申請）の促進（再掲:目標Ⅱ）	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置づけを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	農林水産政策課
16	生涯学習環境の啓発・普及（再掲:目標Ⅲ）	社会人・職業人の学習意欲や子育て後の再就職を希望する人に対し、学習時間を弾力的に取り扱うことのできる科目等履修制度の充実と普及を行います。また、高度な知識・技能の取得を望む人に対応するため、リカレント教育の促進を図ります。	三重短期大学事務局大学総務課
17	学生の就労支援	学生のキャリア支援を目的として、個別相談、各種情報の提供、キャリアコースの選定や、ガイダンス・セミナー等を実施します。	三重短期大学事務局大学総務課
18	家庭教育支援コーディネーター養成講座の充実	家庭における子育ての悩みや課題を持つ親を支援することを目的として、家庭教育支援コーディネーター養成講座を実施します。	生涯学習課
19	男性のための料理教室等の充実	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理等）や地域での活動を、男性も共に担っていく必要性があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。	生涯学習課
20	公民館講座による地域や家庭における男女共同参画意識づくりの促進（再掲:目標Ⅲ）	公民館講座を通じて、地域や家庭における男女共同参画意識の促進を図ります。	生涯学習課

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度 数値目標	担当課（室）
2	避難所運営委員会の体制整備 新規	男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。 避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会等にも呼びかけます。	男女共同参画に配慮した避難所運営委員会の設置:全避難所	危機管理課 防災室
8	情報紙「つばさ」の発行 （再掲:目標Ⅰ）	地域や家庭、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等を紹介し、男女共同参画を促進します。	市民の「男女共同参画社会」の認知度:80%以上	男女共同参画室
9	男女共同参画フォーラムの開催 （再掲:目標Ⅰ）	地域や家庭、事業所等において男女共同参画を推進できる取組や情報等をフォーラムで紹介し、男女共同参画を促進します。		
11	男女共同参画セミナーの充実 （再掲:目標Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	関係課（室）、関係機関等と連携し、市民や事業所を対象としたセミナーや講座などを通じて、男女共同参画意識の高揚を図ります。		男女共同参画室 商業振興労政課
15	家族経営協定の締結・認定農業者（共同申請）の促進 （再掲:目標Ⅱ）	女性の農業経営への参画を促進し、女性の農業経営者としての位置づけを明確化するため、家族経営協定の締結、認定農業者への共同申請の促進に努めます。	家族経営協定数 45 組・共同申請数 19 組	農林水産政策課

基本目標Ⅴ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

現状と課題

少子高齢化、経済の低迷、雇用の変化、グローバル化等が進展する中、長時間労働等を前提とした従来の働き方が依然みられます。本市の調査においても、特に女性に比べ男性で、家庭や個人の生活よりも仕事を優先している現状となっています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めることは、働く人の心身の健康を維持し、事業所等の活性化につながり、また女性の参画の促進を期待できるものです。

保育サービスや子育て支援の充実については、子育て世代の 30 代女性で、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現のために必要と考える人が７割を超えており、仕事と子育ての両立のための支援が求められていることがうかがえます。また、事業所調査結果によると、育児・介護休業制度の利用状況は、女性に比べ男性の利用が低くなっています。

介護については、一般的にも女性の介護負担が多いことが言われており、市民意識調査結果からも、家庭の中における介護を主に女性が担っている現状があります。

このため、男女が共に仕事、家庭、地域などそれぞれの場面で役割を果たしていく意識を持つとともに、市民・事業所等社会全体がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の重要性や有効性を理解し、働き方の見直しを含めて、仕事と生活の調和がとれた生活の実践につながる支援が必要です。

図４-10　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての「希望」と「現実」（市民）

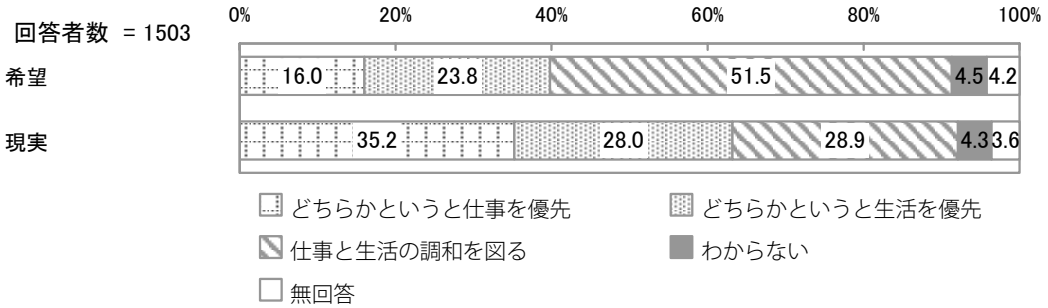

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

図４-11　育児休業制度の認知状況（市民）

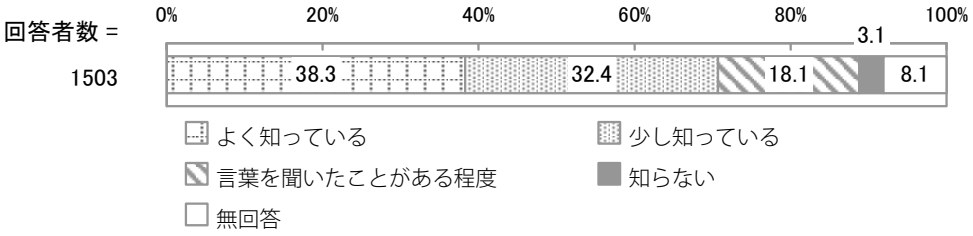

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

図４-12　育児休業取得状況（事業所）

【男性従業員】

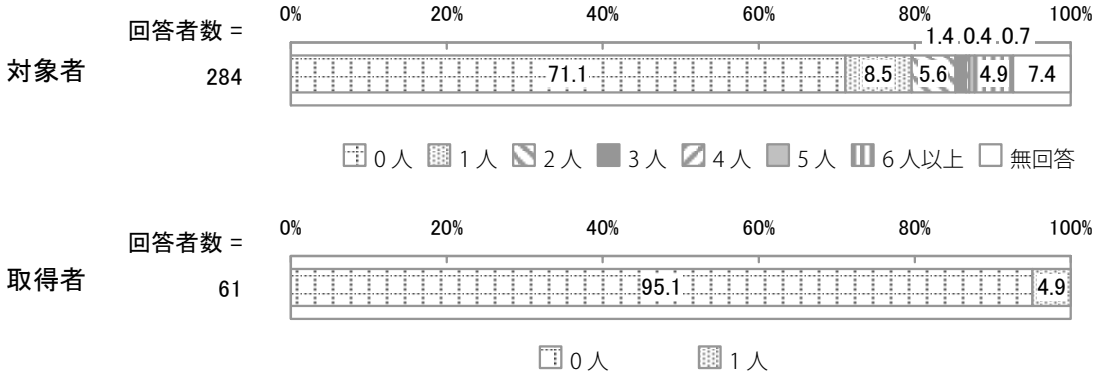

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

【女性従業員】

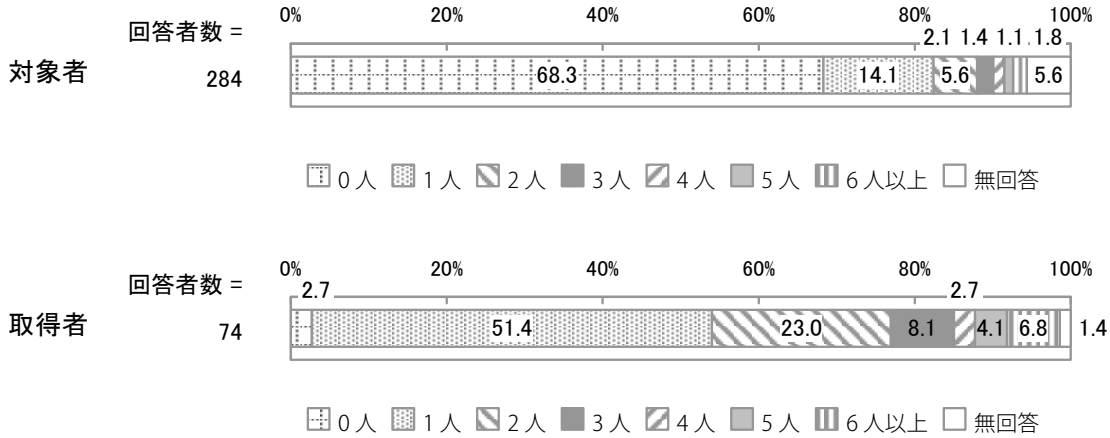

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及

個人生活の充実及び経済社会の活性化につながるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、市民・事業所に対して、働き方や固定的な役割分担意識を見直すなどの意識啓発を行います。

② 子育て・介護支援の充実

安心して子育てや介護ができる環境の整備や支援サービスの充実に努めます。

また、性別にかかわらず、子育てや介護が仕事と両立でき、生涯を通じてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現できるような環境づくりに努めます。

③ 育児・介護休業制度等の整備と利用促進

男女が共に、子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、育児・介護休業制度等の利用促進を図ります。

施　策

Ｎｏ．	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	育児・介護休業制度の市職員に向けた啓発 新規	職員が、子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度等の利用促進を図ります。	人事課
2	津市職員男女共同参画研修会の充実（再掲：目標Ⅰ・Ⅱ）	男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	人事課 男女共同参画室
3	事業所訪問による啓発（再掲：目標Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ） 新規	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等についての意識啓発を図ります。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
4	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発 新規	関係課（室）、関係機関等と連携し、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	男女共同参画室 商業振興労政課
5	障がい児保育事業の充実	保育園での集団生活が可能な程度の障がいのある入園児童を、その障がいの様々な特性に十分配慮しながら、他の児童とのふれあいの中で発達を支援し、保育します。	こども家庭課
6	子育て支援事業の充実	地域の子育て家庭を対象に、育児相談や親子の交流の場の提供、交流の促進を図ります。また、子育てに関する各種情報の提供を行います。	こども家庭課
7	保育サービスの充実	通常保育のほか、延長・休日・一時など各保育所事業など保育サービスの充実に努めます。	こども家庭課
8	母子・寡婦等福祉事業の充実	一人親家庭の生活の安定と児童の福祉向上のため、子育てや生活に関する各種情報の提供を行います。また、母子家庭等の就業に効果的な技能習得の支援やハローワークと連携した就業相談を行います。	こども家庭課
9	ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	こども総合支援室

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
10	子育て支援ショートステイ事業	保護者の、病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気など介護・育児不安等により、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設等で子どもを預けることができる事業を実施します。	こども総合支援室
11	緊急サポートネットワーク事業	軽い病児・病後児及び緊急時の預かり、宿泊を伴う預かりの支援が必要な場合に、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	こども総合支援室
12	相談支援体制の充実	子育てに関する窓口、子育て支援センター等の相談体制を充実し、子育てに関する様々な相談に対し助言や支援を行います。	こども総合支援室
13	家庭児童相談の実施	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。	こども総合支援室
14	子ども相談の総合窓口	子どもに関することは「こども総合支援室」で相談に応じます。また、相談の内容に応じて、専門機関や窓口を案内します。	こども総合支援室
15	病児・病後児保育事業	子どもが病気や病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を預かるデイサービスを行います。	こども総合支援室
16	子育て支援ネットワークの形成	地域の中にある子どもに関する活動やそのつながりを把握し、それらのネットワーク化に向けた支援を行います。「元気っ津まつり」等をきっかけとし、ネットワーク化をサポートします。	こども総合支援室
17	子育て支援センター・子育て広場の開催	市内各地で、子育て支援センター・子育て広場などを設置・開催し、親子で自由に参加できる遊びの場や母親の交流機会の場を提供し、母親の育児不安の解消や子育て支援を行います。	こども家庭課 こども総合支援室 健康づくり課 教育研究支援課
18	包括的支援事業の実施 （再掲:目標Ⅶ）	地域の在宅介護支援センター等、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護、介護予防事業のマネジメントなどを行います。	高齢福祉課
19	介護保険サービス基盤整備	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度に基づく居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等を実施します。	介護保険課
20	介護保険制度活用の啓発	地域包括支援センターと連携し、各種団体が主催する会合等を通じた啓発、パンフレットの作成、「広報津」への登載等により介護保険制度や介護保険サービスに関する理解の普及、利用促進を図ります。	介護保険課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
21	出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金や産科医療補償制度に加入している医療機関で出産をした場合の一時金を支給します。	保険医療助成課
22	子ども医療費の助成	小学生までの子ども（0歳～12 歳の年度末までの子ども）を対象に、入院及び通院にかかった医療費の全額または一部を助成します。また、中学生の子ども（15 歳の年度末までの子ども）を対象に入院にかかった医療費の全額または一部を助成します。	保険医療助成課
23	妊産婦医療費の助成	妊娠5か月以上の妊産婦に対してかかった医療費の一部を助成します。また、健康診査費として 2,500 円を助成します。	保険医療助成課
24	小児救急医療の実施	近年の核家族化などの社会情勢の変化や共働き夫婦の増加など、保護者の状況の変化に伴い、子どもの異常に夜間でないと気づかない場合が増えてきているため、夜間こども応急クリニックにおける小児救急医療体制を実施します。	地域医療推進室
25	乳幼児健康診査の充実（再掲:目標Ⅶ）	4か月児、10 か月児を対象に、県内協力医療機関で健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた適切な保健指導を実施します。1歳6か月児及び3歳6か月児を対象に、保健センターで健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた適切な保健指導を実施します。また、未受診者への再通知等により、受診の勧奨に努めます。これらの乳幼児健康診査を通じ、子育てに関する悩みなどにも各職種により、対応支援していきます。	健康づくり課
26	妊娠・出産・育児にかかわる母子保健事業の充実	安心して妊娠・出産・育児ができ、妊婦や家族と妊娠早期からかかわり、出産後の育児がスムーズに行えるよう、母子健康手帳を保健師ができる限り交付し、母子保健制度や父親・母親の心得、働きながらの出産・育児への支援制度等を紹介し、家族がともに行う子育てを働きかけます。また保健師等による赤ちゃん訪問や妊婦教室、育児教室、乳幼児健康相談、乳幼児健康診査等を実施し、育児支援を行います。	健康づくり課
27	妊婦健康診査・相談の充実	母体の健康保持、増進を目的に妊娠中の健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた保健指導を行います。また、里帰り出産等により県外の医療機関等で健康診査を受ける場合も費用助成を行います。	健康づくり課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
28	母子保健推進員による子育て支援	子育てを支援するボランティアとして活躍する母子保健推進員を育成し、子育て家庭の孤立防止に向けた活用を図ります。 母子保健推進員は市内各地域の対象となる家庭を訪問することにより、母子保健制度についての説明、妊娠中の心配事、育児の相談等を実施します。	健康づくり課
29	幼稚園における子育て支援の充実	子育てに対する学習や交流を行うことができるよう、余裕保育室を活用した「未就園児親子登園日」、「園庭開放日」や幼稚園からの情報発信、学習機会の提供を通じ、家庭における子育て支援を充実します。	教育研究支援課
30	放課後児童対策の充実	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	生涯学習課

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度 数値目標	担当課（室）
3	事業所訪問による啓発 （再掲:目標Ⅱ・Ⅳ・Ⅵ） 新規	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）等についての意識啓発を図ります。	市民の「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の認知度:50%以上	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
4	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を促進する意識啓発 新規	関係課（室）、関係機関等と連携し、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。		男女共同参画室 商業振興労政課
7	保育サービスの充実	入所による通所保育のほか、延長・休日・一時など各保育所事業など保育サービスの充実に努めます。	特別保育実施園数:延べ 60 ヶ所	こども家庭課

基本目標Ⅵ　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止

現状と課題

ＤＶやセクシュアル・ハラスメント[※11]は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。また、特にＤＶについては、家庭内で行われるため潜在化しやすく、暴力被害が深刻化しやすいという問題があり、被害者だけでなくその子どもの心身の成長や人格の形成にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる行為です。また、ＤＶの背景には、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的格差などの社会構造的な問題があると言われています。

市民意識調査結果によると、ＤＶやセクシュアル・ハラスメントを受けた人のうち、被害を「どこにも誰にも相談しなかった」人の割合は、半数を超えており、実際に被害が潜在化していることがうかがえます。また、被害者が相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が６割を超えており、被害者は自身の被害を過小評価する傾向がみられます。

本市においては、被害者に多い女性を対象とした相談事業や人権に関する教育・啓発事業を実施してきました。今後も被害者が安全・安心に相談できる体制づくりや、周囲の人が早期に問題を発見し、適切な対応につなげていくため、ＤＶやセクハラに対する正しい理解の周知が必要です。

相談業務については各部署において連携を行い、緊急時などには被害者の安全を確保し、その後自立するまでの一体となった支援が必要です。

特に近年ではインターネット等が普及し、デートＤＶ[※12]と言われる暴力の低年齢化や子どもが犯罪に巻き込まれる事件が問題となっており、暴力が起きない環境づくりと、中学生や高校生を対象とした教育や啓発活動が求められます。

※11　セクシュアル・ハラスメント
継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。

※12　デートＤＶ
ＤＶについて、特に恋人同士の間で起きる暴力のことは「デートＤＶ」と言われている。

図４-13　被害の相談状況（市民）

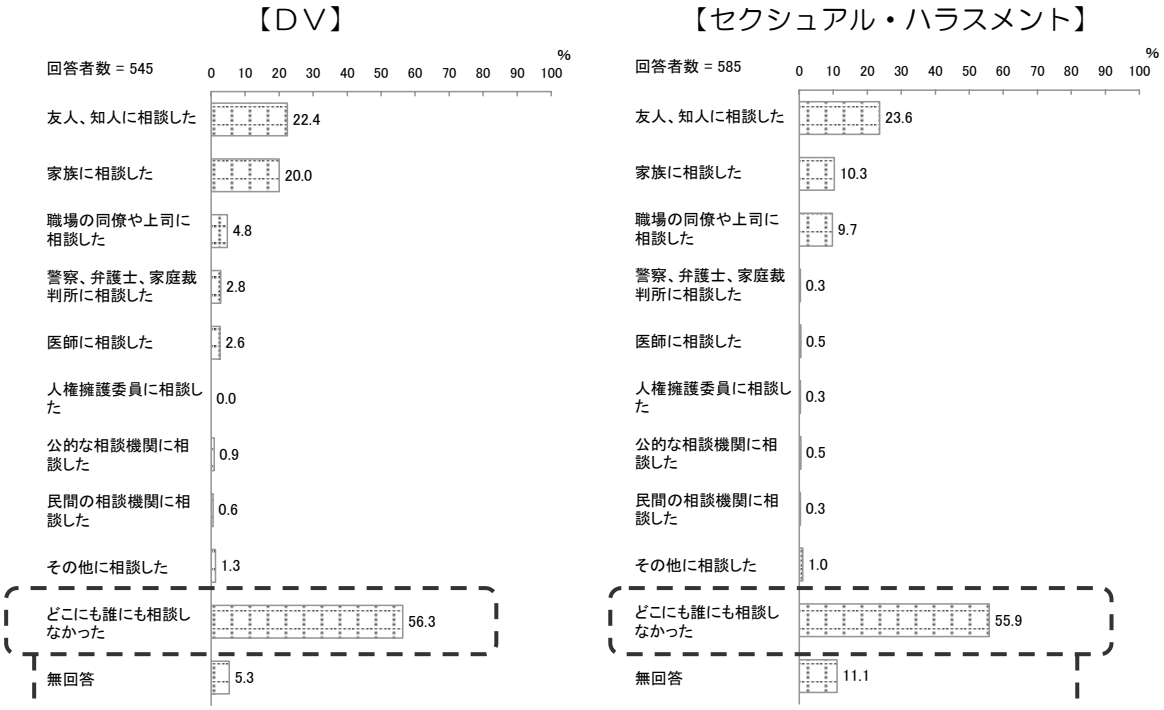

図４-14　どこにも誰にも相談しなかった理由（市民）

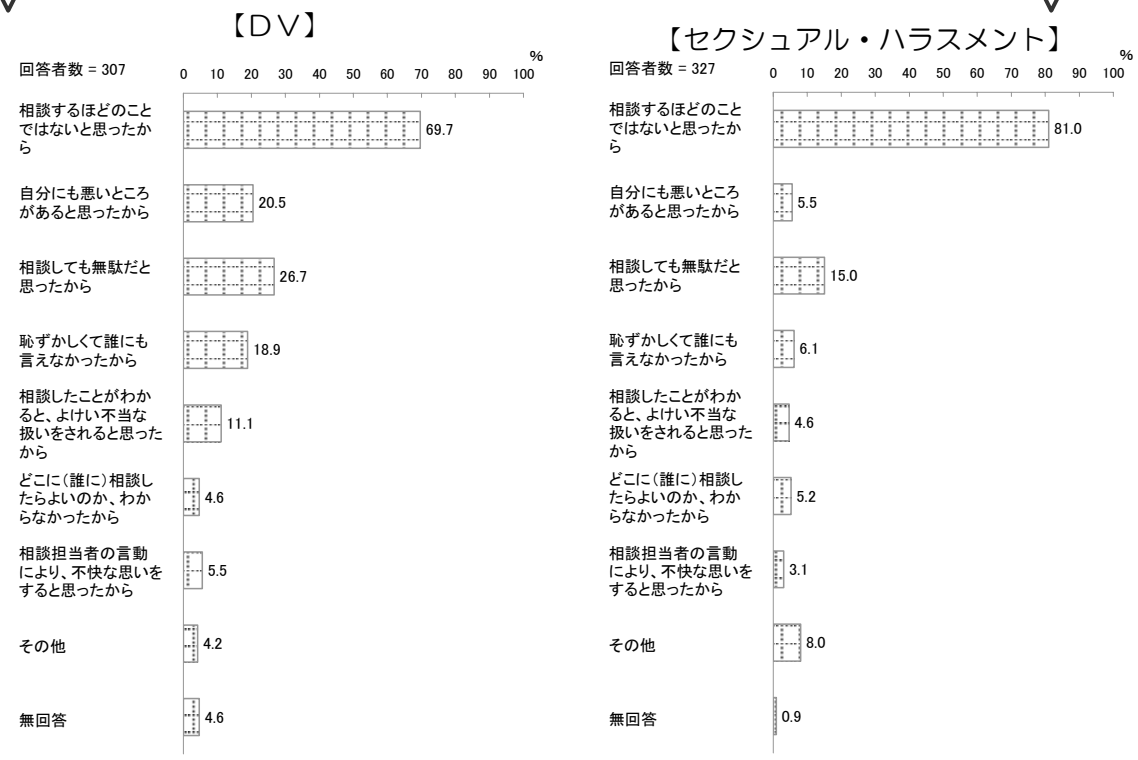

資料：男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査　調査結果報告書

施策の方向

① ＤＶ防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実

関係機関と連携し、ＤＶは児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、正しい知識を理解するための教育、広報や啓発活動を進めます。

また、ＤＶの被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質の向上に努めます。

さらに、関係機関と連携して、緊急時には被害者の安全の確保から自立まで一体となった支援を行います。

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実

セクシャル・ハラスメント等を防止するため、様々なハラスメントが、個人が能力を発揮し、安心して活動する妨げとなっていることを理解するための教育、広報や啓発活動を、関係機関と連携して進めます。

また、被害にあった当事者のプライバシー保護を徹底するなど、相談しやすい環境づくりに努めます。

施　策

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対する周知・徹底及び相談	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け、相談等に適切に対処します。	人事課
2	事業所訪問による啓発（再掲：目標Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ）新規	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発を図ります。	人権課 男女共同参画室 商業振興労政課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
3	DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発の実施 新規	男女共同参画室主催のイベントや講座を通じて、DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に努めます。	男女共同参画室
4	相談事業に関する啓発の推進	各種相談機関の機能、利用方法について、「広報津」、インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	男女共同参画室
5	相談事業の実施（再掲:目標Ⅶ）	身の回りの様々な問題に対して、相談事業を実施し、相談員が電話・面談により相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
6	女性のための相談事業	女性の身の回りの様々な問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、「広報津」やインターネット等を活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修等を通じて相談員の資質向上に努めます。	こども家庭課
7	DV防止のための活動	周囲の人々による早期発見ができるよう、教育機関、保育所及び福祉関係窓口、医療機関等との協力体制づくりに努めます。	こども家庭課
8	DV被害者等の支援	庁内の関係部署や県女性相談所、警察等の関係機関との連携により、DV被害者及び同伴児童等の緊急時における安全確保及び一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、住宅の確保や就業支援、各種制度の利用方法等の情報提供、助言その他の援助を行います。	こども家庭課
9	津市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	こども総合支援室 教育研究支援課 庁内担当課（室）
10	児童虐待防止及び要保護児童への支援	DVや児童虐待に関する相談及び要保護児童への支援を児童相談所等の関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	こども総合支援室 庁内担当課（室）
11	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策の実施	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関するチラシの配付やポスターの掲示等による啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。	商業振興労政課
12	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントに対する防止対策の実施	職場等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。 学校においては、啓発リーフレットの配布等を通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	学校教育課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
13	相談事業に関する啓発の推進	各種相談機関の機能、利用方法について、リーフレット、インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。	教育研究支援課
14	人権出前講座（子どもを暴力から守るセミナー）の充実	市内の幼稚園、小学校において、園児、小学生とその保護者を対象とした子どもを暴力から守るセミナーを実施します。	人権教育課
15	青少年相談活動の充実	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室等において相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。	生涯学習課

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度数値目標	担当課（室）
1	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対する周知・徹底及び相談	市職員におけるセクシュアル・ハラスメント等の問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知・徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け、相談等に適切に対処します。	「DV及びセクシュアル・ハラスメント被害経験者で相談した人」の割合：増加	人事課
2	事業所訪問による啓発（再掲：目標Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ）新規	関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、セクシュアル・ハラスメントについての意識啓発を図ります。		人権課 男女共同参画室 商業振興労政課
3	DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する啓発の実施 新規	男女共同参画室主催のイベントや講座を通じて、DV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発に努めます。		男女共同参画室
4	相談事業に関する啓発の推進	各種相談機関の機能、利用方法について、「広報津」、インターネット等を活用し、広く市民への周知に努めます。		
5	相談事業の実施（再掲：目標Ⅶ）	身の回りの様々な問題に対して、相談事業を実施し、相談員が電話・面談により相談を受け、適切な対応をします。		

基本目標Ⅶ　男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援

現状と課題

男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。しかし、経済・雇用情勢の急激な悪化など環境の変化により、様々な困難に直面する男女が増えています。このため、援助を必要とする男女の実情を把握し、生活の自立と安定を図るための必要な措置を講じることが求められます。

女性の妊娠・出産期、男女が共に経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージにより、それぞれの健康上の課題があり、生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るためには、性別によって異なる健康課題について男女が共に正しい知識を持ち、健康づくりに取り組むことが求められます。また、男女が互いの身体的性差を理解し、互いを尊重することは、男女共同参画社会の形成には不可欠なものです。

本市においては、健康づくりに関する各種の相談、講座・教室、各種健診等を行い、市民の健康づくりを支援してきました。今後においても、健康管理・保持・増進に関する情報提供、性差医療機関などの情報提供を行うとともに、学校教育を通して、性に関する指導、感染症予防、薬物被害の防止教育などを含め、子どものころからの健康づくり活動や健康相談事業などの体制の充実が必要です。

施策の方向

① 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

経済状況の変化や少子高齢化などに伴い、個々の抱える問題が多様化してきている中、生活上の様々な困難を解消し、個人が安心して暮らすことができるような支援の提供を図ります。

② 男女の生涯にわたる健康づくりの支援

男女が互いの身体的性差を理解し、男女が異なる健康上の問題が生じることへの理解の促進に努めます。

また、市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防やその他の疾病予防に関する様々な情報提供・健康相談事業の充実を図り、男女の性差に応じて主体的に健康づくりに取り組むことを支援します。

施　策

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
1	外国人を対象とした相談・支援	市役所窓口において通訳を配置し、相談や生活上の助言等の充実を行います。	市民交流課
2	相談事業の実施（再掲:目標Ⅵ）	身の回りの様々な問題に対して、相談事業を実施し、相談員が電話・面談により相談を受け、適切な対応をします。	男女共同参画室
3	介護予防事業の実施、介護予防教室等の充実	一般の高齢者等を対象として、転倒によるけがや認知症の予防に関する教室、高齢者の生活支援、家族支援等を行うことにより、広く介護予防につながる事業を行い、高齢者の健康保持や介護予防に努めます。	高齢福祉課 介護保険課
4	包括的支援事業の実施（再掲:目標Ⅴ）	地域の在宅介護支援センター等、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護、介護予防事業のマネジメントなどを行います。	高齢福祉課
5	高齢福祉サービスの実施	支援が必要な高齢者やその家族が、安心した在宅生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、軽度生活援助事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種福祉サービスを提供し、自立生活を支援します。	高齢福祉課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
6	地域生活支援事業の実施	障がい者の状況に応じた支援ができるよう、移動支援、日中一時支援、相談支援、手話通訳者及び要約筆記者派遣、日常生活用具等の給付事業を実施します。	障がい福祉課
7	介護給付の実施	ホームヘルプ、ショートステイ、生活介護等の介護の支援に対し給付を行います。	障がい福祉課
8	訓練等給付の実施	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、グループホーム等の訓練等の支援に対し給付を行います。	障がい福祉課
9	一人親家庭等医療費助成	18 歳の年度末までの子どもを養育している配偶者のいない母または父及びその子ども、父母のいない 18 歳の年度末までの子どもを対象に、かかった医療費の全額または一部を助成します。	保険医療助成課
10	不妊治療費助成	不妊治療（人工授精、体外受精、顕微授精）を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成します。	保険医療助成課
11	こころの健康づくりに関する意識の普及・啓発	こころの健康、うつ予防、自殺対策、相談窓口等について普及啓発及び電話や窓口で相談に応じるとともに、必要に応じ関係機関の紹介を行います。	健康づくり課 庁内担当課（室）
12	高齢者の健康づくりの推進	健康寿命の延伸に向けた、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目的として、出前講座等で講話や健康相談を実施します。	健康づくり課
13	乳幼児健康診査の充実 （再掲:目標Ｖ）	4か月児、10 か月児を対象に、県内協力医療機関で健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた適切な保健指導を実施します。1歳6か月児及び3歳6か月児を対象に、保健センターで健康診査を実施し、異常の早期発見、必要に応じた適切な保健指導を実施します。また、未受診者への再通知等により、受診の勧奨に努めます。これらの乳幼児健康診査を通じ、子育てに関する悩みなどにも各職種により、対応支援していきます。	健康づくり課
14	健康診査、各種がん検診の充実と啓発	市民等を対象に健康診査、歯周病検診を行います。また、がん予防の啓発と早期発見のため 40 歳以上（子宮がんは 20 歳以上、乳がんは 30 歳以上）の市民を対象に各種がん検診を行います。これらの結果から、日頃の生活習慣を見直すきっかけづくりとなる支援を行います。	健康づくり課
15	食生活改善推進員活動の支援	「栄養教室」で食生活改善のリーダーとして食生活改善推進員の育成に努めるとともに、推進員の男性、女性の視点による、地域で食を通した健康づくり活動を支援します。また、推進員で構成する協議会の自主的な活動も支援します。	健康づくり課
16	健康づくり推進員活動の支援	みんなで支える健康づくりをめざし、「いきいき健康教室」で男女の健康づくりのリーダーの育成に努めるとともに、男性、女性の視点による地域で推進する健康づくり活動を支援します。また、推進員で構成する協議会の自主的な活動も支援します。	健康づくり課

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	担当課（室）
17	健康教育・健康相談の充実	男女それぞれの健康課題を意識した健康づくり、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、若い頃から健康づくりに努められるよう健康教育や健康相談を実施します。	健康づくり課
18	メンタルヘルス事業の推進	勤労者の自殺などメンタルヘルスに係る問題が増加している一方、中小企業においてはその対策が十分図られない、企業にある相談室には行きづらいなどの状況に対応する、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	商業振興労政課
19	学校における健康教育の推進	児童・生徒の発育、発達過程に応じた正しい性に関する指導や薬物乱用防止教育等を推進するため、健康教育を行います。	学校教育課 教育研究支援課

数値目標

Ｎｏ.	事業名	事業の概要	平成 29 年度 数値目標	担当課（室）
14	健康診査、各種がん検診の充実と啓発	市民等を対象に健康診査、歯周病検診を行います。また、がん予防の啓発と早期発見のため 40 歳以上(子宮がんは 20 歳以上、乳がんは 30 歳以上)の市民を対象に各種がん検診を行います。これらの結果から、日頃の生活習慣を見直すきっかけづくりとなる支援を行います。	乳がん検診の受診率:増加	健康づくり課
15	食生活改善推進員活動の支援	「栄養教室」で食生活改善のリーダーとして食生活改善推進員の育成に努めるとともに、推進員の男性、女性の視点による、地域で食を通した健康づくり活動を支援します。また、推進員で構成する協議会の自主的な活動も支援します。	食生活改善推進員:600 人	健康づくり課
16	健康づくり推進員活動の支援	みんなで支える健康づくりをめざし、「いきいき健康教室」で男女の健康づくりのリーダーの育成に努めるとともに、男性、女性の視点による地域で推進する健康づくり活動を支援します。また、推進員で構成する協議会の自主的な活動も支援します。	健康づくり推進員:300 人	健康づくり課
17	健康教育・健康相談の充実	男女それぞれの健康課題を意識した健康づくり、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らつくる」という認識と自覚を高め、若い頃から健康づくりに努められるよう健康教育や健康相談を実施します。	普段から健康に気をつけている人の割合 76%	健康づくり課

第5章　計画の進め方

1　男女共同参画を推進する体制

（１）庁内推進体制の強化

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野に関連しています。このため、より効果的な施策の推進に向け、庁内及び関係機関との連携体制を強化していきます。

また、継続して「津市男女共同参画審議会」、「津市男女共同参画推進会議」を以下のとおり設置し、双方に情報交換をしながら施策を推進します。

〈津市男女共同参画審議会〉

津市男女共同参画推進条例第１４条に基づき、学識経験者、国や県の関係機関の職員及び公募による市民などで構成される津市男女共同参画審議会を設置します。審議会は、市長の諮問により、男女共同参画基本計画の策定及び変更に関する事項並びに施策の進捗状況、その他男女共同参画の推進に関する事項を審議し、意見を述べ、評価を行います。

〈津市男女共同参画推進会議〉

副市長を会長とし、関係する部長級職員、課長級職員等で構成された「津市男女共同参画推進会議」を設置し、各部局が連携するとともに、それぞれの施策策定や実施を男女共同参画の視点で行い、より充実した推進体制で進めます。

（２）市民及び男女共同参画推進団体との協働による推進

本市では、津市男女共同参画推進条例第５条により、男女共同参画を推進する上での市、市民等及び事業者の役割を掲げています。

男女共同参画社会の実現に向けて、行政だけでなく市民・地域・学校・事業所・各種団体等が連携し、本計画に基づいた取組を様々な場面で展開するとともに、積極的にその役割を果たすものとします。

本計画の第４章には行政が推進する事業を掲載しています。ここでは、基本目標ごとに関連する主体の役割を示します。

基本目標	市民や事業所等の役割
Ⅰ　男女共同参画意識の啓発	性別によって固定的に役割を分けている現状があれば見直しましょう。 性別にかかわらず互いを尊重し、助けあいましょう。 男女共同参画社会の意義について理解を深めましょう。 メディアを通じて流れるさまざまな情報を自らが主体的に収集、判断する能力の習得に努めましょう。
Ⅱ　政策・方針決定の場における男女共同参画	一人ひとりが政策・方針決定過程へ積極的に参画していく意識を持ち、そのための能力向上に努めましょう。 地域や事業所では性別にかかわらず、個人の能力に応じた意思決定過程への参画を進めましょう。 女性の参画意欲に対する理解を深め、協力しましょう。
Ⅲ　学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	性別による固定概念ではなく、子ども一人ひとりの能力を大切に育てましょう。また、保護者自身が男女共同参画社会や人権尊重の意識を持ちましょう。 家庭や地域で、男女共同参画について話しあう機会や学習する機会を持ちましょう。 職場では、学習・資格取得の奨励など、能力向上のための機会を提供するとともに、研修などに参加しやすい職場環境づくりに努めましょう。

基本目標	市民や事業所等の役割
Ⅳ　あらゆる場面における男女共同参画の推進	家庭や地域、職場で性別によって固定的に役割を分けている意識がないか確認し、あれば見直しましょう。 性別にかかわらず、地域活動や市民活動などに関心を持ち、積極的に参加しましょう。 職場では、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりに努めましょう。また、男女雇用機会均等法などの法令を遵守し、採用・配置・昇進などで男女の差別的な取扱いをしないようにしましょう。
Ⅴ　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	仕事と生活の調和がとれる働き方の見直しを行いましょう。 男女が共に、育児・介護休業制度等を積極的に利用しましょう。また、利用しやすい職場環境づくりに努めましょう。 短時間勤務制度や出産後の再雇用制度など多様な働き方への対応を検討しましょう。
Ⅵ　男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止	DVについて男女双方の理解を深め、正しい知識を持ちましょう。 DVは犯罪ともなる重大な人権侵害であるとの認識を持ち、絶対に許さない姿勢を示しましょう。 DV等の被害を受けたり見たりした場合は、相談機関等を利用しましょう。 職場では、セクシュアル・ハラスメントのない環境づくりを進めるとともに、被害が生じた場合は適切に対応しましょう。
Ⅶ　男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援	生活上で困難がある場合は、一人で抱え込まず、各種の相談事業を利用しましょう。 男女が共に、健康に関する正確な知識を身につけ、男女の心と体の違いについて理解し互いを思いやる心を育てましょう。また、一人ひとりが日頃から、年齢や性別に応じた健康づくりに努めましょう。 職場では、従業員の健康の維持・向上を進めましょう。

図５－１　推進イメージ図

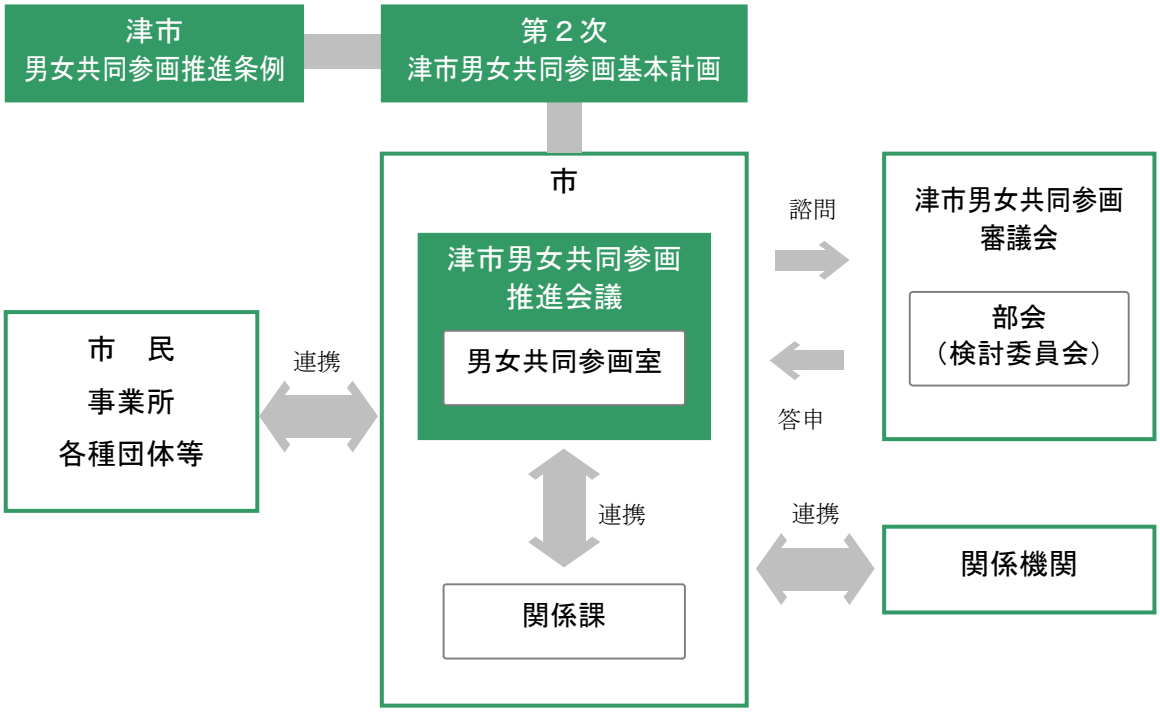

2　計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、計画に基づく各施策の進捗状況を定期的に確認・検証します。また、審議会を通じて施策の進捗状況、その他男女共同参画の推進に関する事項を審議し、評価を行い、次年度以降の施策の推進に反映します。

ホームページや情報紙等で施策や施策の進捗状況を毎年度公表し、市民の声をいただき、反映させ、効果的に推進します。

参考資料

1　津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏　　名	所属団体・役職等	選定分野
1	石阪　督規	東京未来大学 モチベーション行動科学部准教授	学識経験者
2	◎　岡本　祐次	元三重短期大学長	学識経験者
3	片岡　正春	津市自治会連合会監事	その他市長が必要と認める者 （地域活動団体）
4	北山　育代	連合三重津地域協議会 女性委員会事務局長 （パナソニックエコソリューションズ 労働組合津支部執行委員）	その他市長が必要と認める者 （労働関係） ～平成 24 年7月 31 日
	山本　ちず子		その他市長が必要と認める者 （労働関係） 平成 24 年8月1日～
5	古金谷　豊	三重県環境生活部次長 （人権・社会参画・生活安全担当）	関係行政機関
6	阪野　優	―	公募
7	佐藤　ゆかり	―	公募
8	髙橋　加代子	―	公募
9	田中　小夜子	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者 （労働関係）
10	○　土川　禮子	元津市教育委員長	学識経験者
11	野田　能子	津市民生委員児童委員連合会 副会長	その他市長が必要と認める者 （地域活動団体）
12	和田　秀美	三重労働局雇用均等室長	関係行政機関

※◎…会長、○…副会長　　（敬称略）

2　第２次津市男女共同参画基本計画策定経過

年月日	事　　項
平成 23 年度 （2011 年度） 6月 16 日	**津市男女共同参画審議会委員委嘱状交付式** ・委嘱状交付 ・第２次津市男女共同参画基本計画について諮問 ・男女共同参画室事業報告について ・審議会について ・津市男女共同参画基本計画の平成 22 年度推進状況調書について
6月 29 日	**第１回審議会** ・会長及び副会長の選任について ・部会の設置について ・津市男女共同参画基本計画の平成 22 年度推進状況調書について
11 月 21 日	**第２回審議会** ・津市男女共同参画審議会による評価と提言（案）について
1月 13 日	**第３回審議会** ・津市男女共同参画審議会による評価と提言について ・第２次津市男女共同参画基本計画策定に係る市民等意識調査について
2月	「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査」実施
平成 24 年度 （2012 年度） 4月 25 日	**第１回審議会** ・男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査の結果について ・第２次津市男女共同参画基本計画策定について ・津市男女共同参画基本計画の平成 23 年度推進状況調書について
6月　1日	第１回検討委員会 ・第２次津市男女共同参画基本計画策定について ・津市男女共同参画基本計画の平成 23 年度推進状況調書について
7月　2日	第２回検討委員会 ・第２次津市男女共同参画基本計画策定について ・津市男女共同参画基本計画の平成 23 年度推進状況調書について
7月 24 日	第３回検討委員会 ・第２次津市男女共同参画基本計画の体系について
9月 27 日	第４回検討委員会 ・津市男女共同参画審議会による評価と提言について ・第２次津市男女共同参画基本計画（案）について
10 月　5日	第５回検討委員会 ・津市男女共同参画審議会による評価と提言について ・第２次津市男女共同参画基本計画（案）について
10 月 18 日	**第２回審議会** ・平成 23 年度津市男女共同参画事業推進状況調書に基づく津市男女共同参画審議会による評価と提言（案）について ・第２次津市男女共同参画基本計画（案）について
11 月 19 日～ 12 月 18 日	パブリックコメント実施
1月 28 日	**第３回審議会** ・第２次津市男女共同参画基本計画（案）について
2月　5日	**答申提出**

3　津市男女共同参画都市宣言

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1　男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。

1　男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。

1　男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。

1　男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成 19 年3月 29 日制定

4　津市男女共同参画推進条例

（平成19年３月30日公布・施行）

男女は、性別にかかわりなく「法」の下に平等であり、私たちは、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち「津」づくりに努めていかなければならない。

また、国際化、情報化、少子高齢化など社会の急激な環境変化に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の実現を妨げる要因はいまだ存在している。このことから、男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において、本市、住民等及び事業者といったすべての者が積極的に男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、当該すべての者が協力・連携して社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、住民等及び事業者の目指すべき姿及び役割を明らかにするとともに、本市が行う施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2)　事業者　本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(3)　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動に対する相手方の対応によって、相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(4)　ドメスティック・バイオレンス　配偶者や親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

(5)　積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、本市の男女共同参画都市宣言を踏まえた、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1)　男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。

(2)　男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。

(3)　社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
(4)　男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

（目指すべき姿）

第４条　本市、住民等及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

(1)　職場における男女共同参画
　ア　個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進、解雇等について性別を理由とする差別のない職場環境であること。
　イ　男女が、仕事と家庭その他の活動とを両立させることができる職場環境であること。
　ウ　男女の身体的・精神的諸問題に対応でき、かつ、妊娠・出産期、更年期等の女性の生涯にわたる各段階に応じた適切な健康管理が行われる職場環境であること。
　エ　セクシュアル・ハラスメントのない安心して仕事をすることができる職場環境であること。
　オ　その他男女共同参画が推進される職場環境であること。
(2)　学校における男女共同参画
　ア　性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つ学校であること。
　イ　その他男女共同参画が推進される学校であること。
(3)　地域における男女共同参画
　ア　性別による固定的な役割分担意識に捕らわれた慣習、慣行等の制約が男女の相互理解によって克服され、それぞれの行動や考え方が尊重されるとともに、男女が共に意思決定の場に参画することができる地域であること。
　イ　男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、その企画や実践にかかわれる地域であること。
　ウ　女性の積極的な参画により、その多様なリーダーシップが発揮できる地域であること。
　エ　その他男女共同参画が推進される地域であること。
(4)　家庭における男女共同参画
　ア　性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、男女が協力し合い、それぞれの個性を尊重し、「その人らしさ」が大切にされる家庭であること。
　イ　その他男女共同参画が推進される家庭であること。

（本市、住民等及び事業者の役割）

第５条　本市は、その実施するあらゆる施策について、地域の特性を踏まえ、男女共同参画の視点に立って総合的に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たさなければならない。

２　住民等は、男女共同参画について理解を深め、家庭や地域など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

３　事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。

（性別による権利侵害の禁止等）

第６条　何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　性別を理由とする差別的取扱い

(2)　セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別による権利侵害行為

2　本市は、前項に掲げる行為及びこれらの行為を助長する行為並びに男女共同参画を阻害する行為の防止について、必要な啓発活動を行うものとする。

（施策の策定及び実施）

第７条　本市は、第５条第１項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び三重県並びに住民等及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。

3　住民等及び事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（基本計画の策定等）

第８条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2)　男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4　市長は、第 14 条に規定する津市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、基本計画を策定しなければならない。

5　市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（情報の収集等）

第９条　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、必要な情報の収集、調査、研究等を行うものとする。

2　本市は、住民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する施策についての理解を促進するため、必要な情報の提供など啓発活動を行うものとする。

（相談に対する対応）

第 10 条　本市は、男女共同参画を阻害する問題に関する相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて適切に対応するよう努めなければならない。

（財政上の措置）

第 11 条　本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（施策の実施状況等の公表）

第 12 条　市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況等を毎年度公表しなければならない。

（推進体制の整備）

第 13 条　本市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備し、及び充実に努めなければならない。

（審議会の設置等）

第 14 条　男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、審議会を置く。

2　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　基本計画の策定及び変更に関する事項
(2)　男女共同参画の推進に関する事項
３　審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。
（組織）
第 15 条　審議会は、委員 15 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
(1)　学識経験のある者
(2)　関係行政機関の職員
(3)　公募による者
(4)　その他市長が必要と認める者
３　委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の４未満とならないようにするものとする。
（委員の任期）
第 16 条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第 17 条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議等）
第 18 条　審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　第 14 条第２項に規定する所掌事項のうち特定の事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。
５　審議会の庶務は、市民部において処理する。
６　第 14 条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
（委任）
第 19 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

5　男女共同参画社会基本法

（平成１１年６月２３日　法律第７８号）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なも

のとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
（都道府県男女共同参画計画等）
第１４条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
(2)　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第１５条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
第１６条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
第１７条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
第１８条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
第１９条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
第２０条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第２１条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２２条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　男女共同参画基本計画に関し、第１３条第３項に規定する事項を処理すること。

(2)　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3)　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4)　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第２３条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）

第２４条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は、会務を総理する。

（議員）

第２５条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2)　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。

４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第２６条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成１１年６月２３日法律第７８号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。
（経過措置）
第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第２１条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第２３条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第２４条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成１１年７月１６日法律第１０２号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成１１年法律第８８号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（施行の日　平成１３年１月６日）
(1)　略
(2)　附則第１０条第１項及び第５項、第１４条第３項、第２３条、第２８条並びに第３０条の規定　公布の日
（委員等の任期に関する経過措置）
第２８条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
(1)から(10)まで　略
(11)　男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）
第３０条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成１１年１２月２２日法律第１６０号）　抄
（施行期日）
第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成１３年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

6　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（平成１３年４月１３日法律第３１号）
最終改正：平成１９年７月１１日法律第１１３号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第１章　総則

（定義）

第１条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

２　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

３　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第２条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第１章の２　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第２条の２　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第５項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第１項及び第３項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

２　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第１項の都道府県基本計画及び同条第３項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3)　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

４　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2)　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3)　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2)　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3)　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第６号、第５条及び第８条の３において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4)　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
(5)　第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
(6)　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
４　前項第３号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
第４条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
第５条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
３　刑法（明治４０年法律第４５号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
４　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
第７条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第３条第３項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。
（警察官による被害の防止）
第８条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和２９年法律第１６２号）、警察官職務執行法（昭和２３年法律第１３６号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（警察本部長等の援助）
第８条の２　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第１５条第３項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家

公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第８条の３　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）、母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第９条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第９条の２　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第４章　保護命令

（保護命令）

第１０条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第１２条第１項第２号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第３号及び第４号並びに第１８条第１項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第２号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1)　命令の効力が生じた日から起算して６月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2)　命令の効力が生じた日から起算して２月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

２　前項本文に規定する場合において、同項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならな

いことを命ずるものとする。

(1)　面会を要求すること。

(2)　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3)　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4)　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5)　緊急やむを得ない場合を除き、午後１０時から午前６時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6)　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7)　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8)　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

３　第１項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第１２条第１項第３号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が１５歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

４　第１項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第１２条第１項第４号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第１項第１号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して６月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

５　前項の申立ては、当該親族等（被害者の１５歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が１５歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第１１条　前条第１項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

２　前条第１項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1)　申立人の住所又は居所の所在地
(2)　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）
第１２条　第１０条第１項から第４項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
(1)　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
(2)　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
(3)　第１０条第３項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
(4)　第１０条第４項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
(5)　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
２　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第１号から第４号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治４１年法律第５３号）第５８条ノ２第１項の認証を受けたものを添付しなければならない。
（迅速な裁判）
第１３条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
（保護命令事件の審理の方法）
第１４条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
２　申立書に第１２条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
３　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
（保護命令の申立てについての決定等）
第１５条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
２　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日

における言渡しによって、その効力を生ずる。
３　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
４　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第１２条第１項第５号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが２以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
５　保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）
第１６条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
２　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
３　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
４　前項の規定により第１０条第１項第１号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
５　前２項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
６　抗告裁判所が第１０条第１項第１号の規定による命令を取り消す場合において、同条第２項から第４項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
７　前条第４項の規定による通知がされている保護命令について、第３項若しくは第４項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
８　前条第３項の規定は、第３項及び第４項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）
第１７条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第１０条第１項第１号又は第２項から第４項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して３月を経過した後において、同条第１項第２号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して２週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
２　前条第６項の規定は、第１０条第１項第１号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
３　第１５条第３項及び前条第７項の規定は、前２項の場合について準用する。
（第１０条第１項第２号の規定による命令の再度の申立て）
第１８条　第１０条第１項第２号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立

ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して２月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

２　前項の申立てをする場合における第１２条の規定の適用については、同条第１項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第１号、第２号及び第５号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同項第５号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第１号及び第２号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」と、同条第２項中「同項第１号から第４号までに掲げる事項」とあるのは「同項第１号及び第２号に掲げる事項並びに第１８条第１項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第１９条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第２０条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第１２条第２項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第２１条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第２２条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第５章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第２３条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

２　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第２４条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第２５条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第２６条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第２７条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1)　第３条第３項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

(2)　第３条第３項第３号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

(3)　第４条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4)　第５条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

２　市は、第４条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第２８条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第１号及び第２号に掲げるものについては、その１０分の５を負担するものとする。

２　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の１０分の５以内を補助することができる。

(1)　都道府県が前条第１項の規定により支弁した費用のうち、同項第３号及び第４号に掲げるもの

(2)　市が前条第２項の規定により支弁した費用

第６章　罰則

第２９条　保護命令に違反した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処する。

第３０条　第１２条第１項（第１８条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、１０万円以下の過料に処する。

附　則〔抄〕

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。ただし、第２章、第６条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第７条、第９条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第２７条及び第２８条の規定は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成１４年３月３１日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第１２条第１項第４号並びに第１４条第２項及び第３項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）
第３条　この法律の規定については、この法律の施行後３年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成１６年法律第６４号〕
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。
（経過措置）
第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
２　旧法第１０条第２号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第１０条第１項第２号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第１８条第１項の規定の適用については、同項中「２月」とあるのは、「２週間」とする。
（検討）
第３条　新法の規定については、この法律の施行後３年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附　則〔平成１９年法律第１１３号〕〔抄〕
（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を経過した日から施行する。
（経過措置）
第２条　この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１０条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

7　男女共同参画に関する国内外のあゆみ

年	世界（国連）	日　　本	三　重　県	津　　市
昭和 50 年 （1975 年）	・「第１回世界女性会議」開催 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・総理府に「婦人問題担当室」設置		
昭和 52 年 （1977 年）		・「国内行動計画」策定		
昭和 54 年 （1979 年）	・「女子差別撤廃条約」採択		・「三重県婦人対策の方向」（県内行動計画）策定	
昭和 55 年 （1980 年）	・「第２回世界女性会議」開催 「国際婦人の十年」中間年世界会議 （コペンハーゲン）	・「女子差別撤廃条約」署名		
昭和 60 年 （1985 年）	・「第３回世界女性会議」開催 「国連婦人の十年」世界会議開催 （ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」批准		
昭和 61 年 （1986 年）		・「男女雇用機会均等法」施行		
昭和 62 年 （1987 年）		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「みえの第２次行動計画－アイリスプラン」策定	・旧津市/「津市婦人関係行政推進連絡会議」設置
平成２年 （1990 年）	・「ナイロビ将来戦略勧告」採択			・旧津市/「津市婦人問題懇話会」設置
平成３年 （1991 年）		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第１次改訂		・旧津市/「津市婦人の行動計画」策定
平成４年 （1992 年）		・「育児休業等に関する法律」施行		
平成５年 （1993 年）	・「世界人権会議」開催（ウィーン） ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行		
平成６年 （1994 年）		・内閣に「男女共同参画推進本部」、総理府に「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」を設置	・「三重県女性センター」開館	
平成７年 （1995 年）	・「第４回世界女性会議」開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」施行 ・「ILO 第 156 号条約」批准	・「みえの男女共同参画推進プラン－アイリスプラン 21」（第３次）策定	・旧津市/ＮＧＯフォーラム北京’95 参加及び鎮江市との交流 ・旧津市/「男女共同参画都市宣言」を行う

年	世界（国連）	日　　本	三　重　県	津　　市
平成８年 （1996 年）		•「男女共同参画 2000 年プラン」策定		•旧津市/「アクションプログラム 21-津市男女共同参画プラン」策定
平成９年 （1997 年）				
平成 10 年 （1998 年）			•「アイリス 21 推進連携会議」（アイリスネットワーク）設置	
平成 11 年 （1999 年）		•「男女共同参画社会基本法」施行 •「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）施行 •「改正男女雇用機会均等法」施行		• 旧津市/「男性会議」（プレ日本女性会議 2000 津）開催
平成 12 年 （2000 年）	• 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）政治宣言及び成果文書採択	•「男女共同参画基本計画」策定		• 旧津市/プレ日本女性会議 2000 津「真珠の首飾り」開催 • 旧津市/「日本女性会議 2000 津」開催
平成 13 年 （2001 年）		• 内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 •「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）施行 •「改正育児・介護休業法」第１次施行	•「三重県男女共同参画推進条例」施行 •「三重県女性センター」を「三重県男女共同参画センター」に名称変更	• 旧津市/ポスト「日本女性会議 2000 津」開催 • 旧津市/「津市女性議会」開催 • 旧久居市/「久居市男女共同参画プラン策定審議会」設置
平成 14 年 （2002 年）		•「改正育児・介護休業法」第２次施行	•「三重県男女共同参画基本計画」策定 •「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	• 旧津市/「日本女性会議 2000 津」周年事業開催 • 旧久居市/「久居市男女共同参画プラン」策定 • 旧津市/「津市男女共同参画推進条例」施行 • 旧津市/「津市男女共同参画審議会」発足 • 旧津市/男女共同参画フォーラム開催
平成 15 年 （2003 年）				• 旧津市/「津市男女共同参画基本計画」策定 • 旧津市/「津市男女共同参画基本計画前期実施計画」策定
平成 16 年 （2004 年）		•「ＤＶ防止法」改正 •「ＤＶ防止法に基づく基本方針」策定		• 旧津市/男女共同参画フォーラム開催 • 旧久居市/「久居市男女共同参画推進条例」施行

年	世界（国連）	日　　本	三　重　県	津　　市
平成 17 年 （2005 年）	・国連「北京＋10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「男女共同参画基本計画」（第２次）策定	・「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定	・旧津市/全国男女共同参画宣言都市サミットｉｎ津開催
平成 18 年 （2006 年）				・市町村合併・新「津市」誕生 ・「津市男女共同参画懇話会」設置
平成 19 年 （2007 年）		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正	・「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	・「津市男女共同参画都市宣言」 ・「津市男女共同参画推進条例」施行 ・「津市男女共同参画審議会」設置 ・男女共同参画フォーラム開催
平成 20 年 （2008 年）		・「改正ＤＶ防止法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」決定		・「津市男女共同参画基本計画」策定
平成 21 年 （2009 年）				・男女共同参画フォーラム開催
平成 22 年 （2010 年）	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改正 ・「第３次男女共同参画基本計画」閣議決定		・男女共同参画フォーラム開催 ・三重短期大学地域連携「高山」講座～日本女性会議から 10 年開催
平成 23 年 （2011 年）			・「第２次三重県男女共同参画基本計画」策定	
平成 24 年 （2012 年）		・「改正育児・介護休業法」施行		・男女共同参画フォーラム開催
平成 25 年 （2013 年）				・「第２次津市男女共同参画基本計画」策定

8　用語解説

■ あて職

ある職に就いている人に他の職を兼任させること。または、ある職に就いている人の身分・地位をそのままに他の職に従事させること。審議会等の委員には、事業所・各種団体等の長や代表者を登用することがあり、現状では長や代表者に男性が多いため、審議会等の委員も男性が多くなっている。

■ M字カーブ

日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためにこのような形になる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

■ 家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要となる。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

■ 共同申請

家族経営協定を締結しており、経営主以外の配偶者や後継者等が共同経営者となっている場合、認定農業者になるために農業経営改善計画を市に申請すること。申請により、支援措置を受けることができる。

■ 固定的な性別役割分担意識

個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めること。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされている。

■ セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るもの。

■ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

■ ＤＶ

「ドメスティック・バイオレンス」の項参照。

■ デートＤＶ

ＤＶについて、特に恋人同士の間で起きる暴力のことは「デートＤＶ」と言われている。

■ ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）

夫婦や恋人など婚姻の有無を問わず親密なパートナー間の身体的・心理的暴力のこと。暴力とは、身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの、またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。平成 13 年（2001 年）にＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）が制定された。

■ 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した農業経営改善計画が、市の認定を受けた農業者のこと。認定を受けると支援措置を受けることができる。

■リカレント教育

一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会に向けた取組のこと。

■ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりが充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会に向けた取組のこと。

第２次津市男女共同参画基本計画

発行年月：平成 25 年３月
発　　行：津市市民部男女共同参画室
〒514－8611
三重県津市西丸之内 23 番１号
電　話　059－229－3103
ＦＡＸ　059－229－3366
E-mail　229-3103@city.tsu.lg.jp